第一章　舎密局から第三高等学校へ

解　題

一　学校制度の変転

第三高等学校の前身となる舎密局は明治二(一八六九)年五月に開講するが、その淵源は慶応元(一八六五)年に長崎に置かれた分析究理所である。「舎密局創立之起源」(一)は、慶応二年の理化二学の教師ハラタマの来日から、江戸移設、さらに明治政府のもとで大阪において舎密局として開講するに至るまでの経緯を詳細に記している。実際に開講した舎密局は、理化二学の専門的教育機関となったが、設置までの準備段階では語学、数学、法学なども含めた総合的な「大学校」が構想されていた(二)(三)(なお、(三)は(二)の修正案と考えられている。総説編、六頁)。この構想は、舎密局とともに第三高等学校の前身となる洋学校(明治二年九月設置、洋学所とも称した)も含めて生かされたということができる。

その後、明治三年一〇月に洋学校は開成所と改称され(四)、舎密局から改称されていた理学所を分局として合併する(五)。また、明治五年八月の学制発布による学校制度の整備に伴って、開成所は第四大学区第一番中学(のち大学区の変更によって第三大学区第一番中学となる)に改称される(六)。この学校は同時期に文部省によって制定された「外国教師ニテ教授スル中学教則」による中学であり、大学が未設置の当時においては最もハイレベルの教育機関の一つであった。ところが翌一八七三年に改組されて発足した開明学校(七)は、学制二編追加によって定められたところの、専門学校への進学予備教育および通訳志望者への教育という二つの目的をもった外国語学校に位置づけが改められることになった。一八七四年改称の大阪外国語学校(八)、さらに同

年改称の大阪英語学校〔九〕も同様に位置づけられており、東京開成学校（一八七七年に東京大学に改組）への進学機関としての役割が期待されていた。

大阪英語学校の学則は一八七五年四月に施行されているが、当時のものはすでになく、一八七六年一一月刊行の「学則」〔一〇〕が個別の学校の規則としては第三高等学校の前身校のなかで現存する最も初期のものである。また、寄宿舎の舎則〔一一〕も定められていた。

やがて大阪英語学校は、卒業生を対象に高度な専門教育を授ける場として専修科の設置を上申する〔一二〕ようになり、一八七九年に文部省から設置を認められた〔一三〕。これは、単なる進学予備教育機関としてのみではなく、完結した教育を授ける機関としての性格を併せ持つことを目指したものである。同年の大阪専門学校への改称〔一四〕は、その路線を受け継いでいて、「大坂専門学校職制及事務章程」〔一五〕において職名を綜理、教授、助教などと定めたのも、東京大学および同予備門に倣ったものであり、また校則〔一六〕にも「理学医学ノ専門科ヲ教授スル」ことを目的に掲げている。

しかし、専門科の教授を受ける本科の学生数は少なく、そのこともあってまたもや改編の動きが浮上し、一八八〇年一二月には大阪中学校に改称された〔一七〕。大阪中学校は、当時唯一の官立中学校として、他の中学校の模範としての役割を期待されていた。「将来ノ要務」〔一八〕には、そのために解決しなければならない課題が列挙されている。なお、「大阪中学校規則」〔一九〕は一八八二年七月に至って制定されるが、その中で「授業ノ要旨」として各学科の目標や授業内容が記されているのが興味深い。

一八八五年、大阪中学校は「関西大学創立次第概見」〔二〇〕を文部省に提出した。これは、関西における高等教育機関として大阪中学校を関西大学校に改編することを求めたものであり、これを受けた検討の結果、同年七月大阪中学校は大学分校に改称された〔二一〕。大学分校規則〔二二〕によると本科および予備科が置かれていたが、旧大阪中学校の生徒が予備科に編入されたことから分かるように、大学分校は従来よりもハイレベルの学校を目指そうとしていたことは間違いない。

二　第三高等中学校・第三高等学校

（一）　第三高等中学校

［制度・組織］

一八八六年四月、森有礼文相のもとで、いわゆる諸学校令のひとつとして中学校令が公布された。前年に改称されたばかりの大学分校は、それに伴って第三高等中学校と改称することになった〔一〕。高等中学校は、帝国大学への進学予備教育と、高等専門教育とを目的としており、帝国大学を頂点とする学校制度のなかに位置づけられることになった。翌年四月には「規則」〔二〕が制定されている。第三高等中学校には、他の高等中学校と同じく当初医科（のち医学部）が付設されていたが、「法科分科創設之件上申」〔三〕をうけて一八九〇年には法科（のち法学部）、また「薬学科附設之儀伺」〔四〕をうけて同年医学部に薬学科が設置された。

［京都への移転］

舎密局以来の大阪城西の地が手狭になっており、移転は既定の方針であった。京都への移転が正式に決定したのは、一八八六年一一月の文部省告示「高等中学校ノ設置区域」〔五〕においてであるが、ここに至るには京都府の熱心な誘致運動があったとされている。この後森文相は京都を訪れ、三つの候補地のうちから現在京大のある吉田村の旧尾張藩邸跡に決定している〔六〕。移転が完了したのは一八八九年八月のことであり〔七〕、九月には開校式が催された〔八〕。

京都の校地は他の高等学校と比べても広大であり、森文相は当初から第三高等中学校を将来大学にするという含みを持っていたともいわれる。そのことを示す積極的な証拠があるわけではないが、移転の翌年の一八九〇年天皇来校の際の「文部大臣上奏文」〔九〕に「異日漸ヲ以テ遂ニ大学トナル日アルヘシ」と述べられているのを見ても、当時からそのような説が広まっていたことは事実であろう。

［学園生活］

第三高等中学校の運動会〔一〇〕は、大学分校時代以来のものだが、多種類の競技と華やかな余興で京都移転

後も多くの観衆を集める名物行事であった。

京都移転前後より、学園生活に関する種々の規則が制定されるようになる〔一一〕〔一四〕が、なかでも「生徒取締上ノ件会議決」は、生徒と教師が原則としてお互い「さん」付けで呼び合うことを定めるなど、自由な校風といわれるようになったのちの第三高等学校を象徴する規則ということもできる。また、各種の課外活動を組織化するために一八九二年には壬辰会が設立されており〔一二〕、生徒総代による自主的な運営が行われていたとされる。

一方では兵式教練の実習を兼ねて修学旅行も実施されており、「兵式修学旅行中心得」〔一三〕も定められた。

(二)　第三高等学校

［制度・組織］

一八九四年六月、高等学校令が公布され、それに伴って第三高等中学校も第三高等学校に改称された。同年八月には「規則」〔一〕が制定されているが、第三高等学校は、他の高等学校と異なり進学予備教育を行う大学予科を置かず、法・医・工の三学部のみで発足することになった。これは、当時の井上毅文相の意図した高等学校における専門教育重視の方針を体現したものであり、井上の構想が貫徹すれば、第三高等学校はこのまま大学となる可能性も持っていた。しかし、井上の意図に反して、この後大学予科への進学希望者が増えつづけ、一八九七年には第三高等学校にも大学予科が設置され、逆に各高等学校の学部は廃止もしくは分離されていくことになる。

［学園生活］

一八九四年一〇月には「寄宿生規約」〔二〕、翌年一月には「第三高等学校学生規約」〔三〕が作成されているが、これらはいずれも学生によって議決されたものである。さらに第三高等中学校の壬辰会を引き継ぐ組織として嶽水会が設立されている〔四〕。嶽水会は戦時中の一時期を除き第三高等学校の終焉まで存続した。

（西山　伸）

一　学校制度の変転

一　舎密局創立之起源

舎密局創立之起源

［九〇］

旧幕府之末年に当り荷蘭第一等官医ボードイン(Bauduin, Anthonius Franciscus)を長崎病院に騁(ママ)し医道を教授せしむ当時製薬家之其道に鴻益をなすを識り一大局を造営し其教師を迎ふ慶応二年丙寅二月荷蘭第二等官医理化二学教頭ハラタマ(Graatama, Koenraad Wolter)着岸す之か為に製薬局を改て理化二学の講述場とし理化試験等の教授を始む政府復タ新に許多の器械を注文し大に之を盛にせんとす乍然原と長崎は西隅の僻境にして天下之書生負笈の便甚悪し故に東京に於て此二学を興隆すべしと命降りて慶応三年丁卯正月下旬教頭ハラタマ受業二生旧幕医佐藤道碩福井藩三崎嘯輔同船東京に着す着後殆んと九ケ月を経て開成所中壮大の学校過半落成す依て翌年早春開講の式を行んと預め装置を備列す爰に徳川氏政権を返し次て東征の師ありて関東大に擾乱し処々戦争相起り人皆攻伐の事に奔命し学術に至ては棄て論ぜず理化学校に於て猶然り慶応四年戊辰六月初て参与兼外国副知事小松帯刀(鹿児嶋之藩)参与兼大阪府知事後藤象次郎(実美)(高知藩)等此二学ハ富強の基を為を識り右大臣三條殿に建言し謀て以て理化学校を大阪に移す此時開成所中之学生数輩弁に御用掛り田中芳男(尾州之人)教頭ハラタマに従ひ大阪に到る小松後藤等も亦大阪に在り相共に地理を察し構造を量り城西古邸の空地を以て学校の地と定め十月四日より土工を起し十一月十八日に至り棟梁を架するの祭式を成す時に平田助左ヱ門(薩州之人)御用掛りの職を蒙り田中芳男と共に其事を監督す又た福井藩三崎嘯輔を呼んで教授の職に充たしむ翌明治二年春正月に至り諸造営全く成就すへき約定之処更に進歩せざる而已ならす諸職人次第に減少し追々工を罷むるに至る因て阪府へ屢建言すと雖も昨冬以来知府事後藤氏上京し且つ原と阪府にて管轄可仕旨曾て公然と御沙汰無之故に判府事等更に処置難致段申付る同志相談之上二月朔日御用掛両人上京之上参与副(種臣)嶋氏へ阪府学校不体裁事件申立候処折節後藤氏下阪ニ付総て同人より処置可有之ニ付早々下阪して命を待つべしと申聞候ニ付取急き下阪之上舎密局始諸学校事件及建白候処追々学校官の諸賢下阪ニ付右之管轄を受へし以後阪府にて管轄ならざる旨命ず蓋し学校造営中途にして廃せハ諸有志の望を失ふは勿論是迄莫大之失費も実に画餅の如

く可相成旨後藤氏へ建言するに同氏事今般阪府知事免職にて東京行の旅装中なりと雖も建言の趣旨旨然ニ付漸く舎密局の造営残余の分ハ引続き取掛り可申旨相達すと雖も其他寄宿寮等の造営ニ至てハ総て其意を絶つ乍併当所諸学校創立に就てハ兼て小松後藤両氏等大造営の目的を教頭に告諭せるにより教頭より違約を責むと雖も更に何等の返言なく舎密局孤立して遂に建議の方向を失す又々御用掛両人共上京するに岩倉殿(具視)初要路之諸職不日下阪あるべき旨承りしと故に速に下阪之上諸学校并舎密局の入費金見込之書付相認め参与兼会計督務掛り(1)三岡八郎(福井藩)大隈八太郎(佐賀藩)へ差出し岩倉殿へ拝謁して学校の諸件を建言す已にして岩倉殿上京有之同月廿二日再たひ西四辻(公業)知府事と同しく下阪之上(2)同廿五日改テ舎密局諸事教頭其外諸職員総て阪府管轄の命下る但し他の学校に至てハ別段の沙汰なし乍併舎密局阪府管轄に相成候より造営諸事漸く進歩し又大隈氏も続きて在阪す局内諸入費之方へ始て三月より二百金ツヽ御下渡可相成旨決定す但し尤も微小にして辛ふして其資に充つるのみ職員月給に於ても猶を同一般故に教官に於てハ学生を撰んで漸く数輩を助手とし俗官に於てハ計算方二人并小使等両三人員を設くるのミ爰に三月の末に至り局内の諸工作漸々成り阪府営繕方より成功を告く三月四日教頭の居宅に於て酒肴を具へハラタマを饗し先づ辛苦功を成すを祝し兼て漸々全備せん事を諭し慰す相会する人には阪府権判事西園寺雪江(宇和島藩)判事試補関龍二(越府之藩)助教三﨑嘯輔御用掛田中芳男平田助左ヱ門等なり昨秋上阪担当周旋の人々多くハ他官に転遷す故に此席に列せす嘗て大隈八太郎議を立て曰ふ当分之際局中器械等装置することなし唯算学測量学を教授可致と然れども宏大之造営已に落成し許多注文の器械は皆此地に運輸し方に開講隆盛の期も不日に可有之而已ならす教頭亦た肯んせす受業之者大に其学旨之差異を歎す爾後大隈氏も亦た強て此議を謂ず遂に止む今年迄三ケ年間所々持運候器械薬品類は一昨年長崎表にて注文相成候物にて未た一回も封を開く事無之ニ付箱内破損の多寡を知らず是れ尤も意に管すれば先づ其四百余箱を漸次に開き点検するに推察に違わず磁瓷玻璃類は破砕最多く銅鉄の器は多分鏽蝕し木具は過半腐敗し用に堪へす装置の具は各其連続錯乱し分明ならず薬品等は簽紙剝落し名称を失す実に一時は其処置を識らず皆手を叉するのミ特り教頭手づから数百の薬品を試験し其名称を確定す三﨑嘯輔亦た其試験を助く又た工匠に示すに原図を以てし器具を修繕せしむ玻璃磁瓷は助手総て洗浣清拭

し各其位置を以て局内棚庫所々に整列す遂に一部の字書を製り器械薬品等其位列詳記し坐ながら置く所を識らしむ其繁務毎日早旦より夜に継くと雖ども如此する内光陰二ケ月を過く其際亦た教頭居宅造営全備し庭樹等略具る初て五月朔日開講の式を行ふ兼て阪府へ相達し外国領事官亦た布告す故に阪府要路之官吏及英仏璉蘭孛之領事官悉く相会す蘭医ボードイン亦た来る朝十字教頭盛服して堂に上り開講の説を述ぶ三﨑嘯輔宣訳して衆に伝ふ此日助手等入学生之外病院生徒幷外来有志之者講話を聴く者凡二百人余なり午後講罷て賀宴を設け要路之諸官及各国領事官を饗す領事官盃を把りて賀して曰く此学校を興すハ富強の基本なり皇国之開闢不日なるべしと賀宴収て創業以来勉励の助手等生徒に酒食を賜ふ当日之景況幷述話之条は既刻の開講の説に詳なり同月八日局内棚箱等諸工作営繕漸く出来候ニ付朝十字より理化総論の講述を始め三﨑嘯輔之を宣訳す蓋し教職之者甚だ乏しく習学之道全く立る事克ハずと雖ども教頭の講述空しく烏有となるを歎き之を筆して後日之校正に供へ遂に皇国之理化二学之基書となさんと欲し阪府小学校調役保田東潜を阪府に乞ひ暫く講述筆記之任に充て日々之を録せしむ同月廿日教頭ハラタマ御用掛と共に阪府に行き管轄の労を謝す知府事亦た創業且当局落成の功を慰労す兼て昨冬仮病院創建より当春ボードイン来着迄右患者治療之労を謝し為に大和錦帯地三本を贈る[3]当開講以来教職唯一人にして講述校正等を為す之暇なき而已ならす多用難勤に付原と長崎表受業生松本銈太郎旧幕医息を呼んことを官に乞ふ其時和蘭より帰り横浜に在り直ちに到阪す同月廿六日助教の命降る是より講述の口訳を掌らしむ三﨑嘯輔は試験の器具を装置して教頭を助け兼テ講述を筆記訳訂す但し繁務にして講述を復講するの暇なし開講以来数々阪府へ建言し阪地に於て理化学校御建設有之候間天下之有志入学可致旨一般布告有之度申出候得共更に決断する事克ハず又た学校講堂は其大さ百人を容る可く且四五生に教授致候モ百人伝習致候も其器械を装置する等教職の労更に異ならず候間大に生徒入学可致様御処置被下置度幷語学算学修業仕候生徒十五人許御抜撰之上助手職被命御附渡に相成候ハ、一ケ年を待たずして理化学校助教相勤可得様十分伝習可仕段以上二ケ条教頭自つから書翰を以て知府事に申達すと雖も更に成否の返答なし因て七月三日教頭松本銈太郎と共に知府事宅に到り局内諸事を談論す追付判事等相談之上否や返答す可き旨にて更に沙汰なし教頭亦た強て謂はず其不決を歎くのみ兼て相達置候講述出版の願ひ六月に至り漸く不苦旨許容す但し局内兼

て御下渡之入費甚微少に付以来逐次之出板無覚束候ニ付他借して其雑費を弁す殊に六月中御用掛の一人平田助左ヱ門病痾ニ付帰国之上病死す遂に御用掛田中芳男一人と成り職事前時に倍して其用亦た難弁夫レ当学校等は総て大学校に属せずんは決して十全習業之道相立不申旨建言すと雖ども阪府に於てハ学業等要件は更に決定すること克ハず微少の会計出入等幷に生徒入学願書等総て瑣細事件に至てハ大に其管轄を主張し注意却て密に過ぐ是レ亦た命を聞かざるを得ず此節山口(尚芳)大蔵大丞佐賀藩井上民部大丞(馨)山口藩阪府へ出張し総て民部大蔵[4]諸務を断決す直ちに相叩き諸事相達すと雖とも未た甚だ多用稍阪府諸務定極致候上孰れ学校等に可及答なりと謂由是稍力を得他日大に議を乞んとす然れ共七月以来教頭更に午後化学試験技倆伝習を始む亦た之を筆記校正して生徒の披見に備へ遂に之を出版の基書とす故に是に至て朝夕二講を校正し傍ら前篇より刪正して剖劚氏に授けずんは非す殊に局内人少悉く一人にて数人の役を兼ねさるはなし故に繁忙無拠周旋建議の暇を得ず八月初て建議数回にして生徒の為め寄宿寮新設可有之旨相決し九月四日より其造営を始む八月中旬何禮之助周旋にて洋学校の議起り九月下旬相開くと雖も尤も英学教授の為ゆへ更に当局へ関係することなし爰に教頭ハラタマ三ケ年定約之期も最早当年を限りとす九月四日山口大蔵大丞和蘭領事官ピストリユス(Pistorius, Pieter Eduard)共に教頭の宅に相会し新たに一ケ年を改約す尤も一ケ月給料は今年と同様にして洋銀六百枚なり既に六月中当局助教給料東京学校教職と比するに不衡平ニ付増給有之度旨願書差出候処東京へ早速可掛合旨にて爾後更に沙汰無之ニ付又々今月阪府へ東京学校教職同様被成下候様願出候処復た更に沙汰なし又助手之儀是迄局内にて相定置候処九月廿九日改て阪府より命を下す第一等助手一人岸本一郎第二等助手二人阪優吉辻岡精介第三等助手三人飯沼春造高橋頼介村橋次郎助手試補一人津山大助なり月給ハ別記に詳なり十月東京学校官に於て総て官位等御定極相成候ニ付テハ当局も是非大学校管轄と相成度右ニ準し建白七ケ条を出す両通相認め一通ハ阪府一通ハ山口大蔵大丞に差出す十一月上旬岩佐(純)大学権大丞到阪三崎嘯輔尋訪局内之諸事大学校管轄とならずんは総て進行せさる旨相談仕候処右願書相認候様申付候ニ付前月出す所の文面を刪正して月費幷職員等委細相認め開講之説一巻相添へ持参す尚を一通阪府へ差出候様申付候ニ付同様相認め阪府へ出す同月下旬井上民部大丞東京行ニ付右建白持参致せり十一月十七日井上(勝)造幣寮頭局内に来り教頭と話すること多時当学校ハ当時先づ医学家理化二学専門家

鉱学家以上三家の生徒を教授する学校と目的相立候様致度旨申置退局す

〔注〕本文書と同じ簿冊に同名の文書が収録されている。内容的にはほとんど同じだが、主要な相違点は左記のとおり。

(1)「掛り」を削除。

(2)「廿二日再たひ西四辻知府事と同しく下阪之上同」を削除。

(3)「兼て昨冬仮病院創建より当春ボードイン来着迄右患者治療之労を謝し為に大和錦帯地三本を贈る」を削除。

(4)「民部大蔵」を削除。

二　御布告案

〔四二〕

明治元(一八六八)年一〇月

御布告案

此度追手前に於て新大学校御取建ニ相成、舎密術を初め英学・仏学・蘭医学・数学・法学等学術御開ニ相成候付、諸藩にテ稽古望之者有之候は、大坂府に可申出候。尤当時御普請に付、来三四月頃より稽古相始り可申候間、日限之儀は、追テ御布告相成可申候

右入学相願度候者は年齢名前等取調、夫々留守居等より申出候事

一　年齢二十五歳を限り候得共、夫々熱心之者は格外之事

一　入門之節ハ入門料として(後二六百疋ト定ム)△△可相納事

一　稽古人は悉く寄宿致候テ修業可致候得共、都合に因り通ひ稽古も相成候事

一　入塾之者は一日ニ付米五合・銭(後二毎月百疋ト定ム)△△文、可相納事

一　入塾之節ハ門番小使等に△△可遣事

一　入塾之者に限らず入学生は必三ケ年前に帰国不相成候事

尤病気其外無拠用事之者は格外之事

一　学術修行上達之者は模様に因り御採用に相成候事

右之通り相心得入学可致候事

一　入塾後塾内規則等は追テ御布告に相成候事

一　大学校之外病院も近々御取立に相成候間、医術修業致度候者も追々可申出候。日限之儀は是亦追テ御布告相成候事

辰十月　　大坂府

三　大坂府布告案*

［四三、四四］

明治元（一八六八）年一〇月

今般当地ニ於て大学校御設立相成外国之教師数人御雇入之上夫々学科相分ち英仏荷蘭独逸之語学数学化学法律学究理学等伝習有之寄宿寮をも御取立相成天下之人材御教育被成度御趣意ニ候間有志ニテ入寮相願候者は其府藩県より本府へ可申出候尤開堂之日限入寮之規則等ハ別紙之通ニ候間委細は学校掛りへ可相尋候

近々病院も御取開相成候積ニ付医業修行之者も本文之通可相心得候

辰十月　　大坂府

一　入寮相願候者ハ其府藩県之役人より雛形之通書面を以て申立候ハ、学校掛ニテ右書面ニ承印致し其上ニテ本人同道ニテ証書持参入門可致事

此証書ハ本人在寮中一切之事故引請可取計旨書載可致事

一　年齢ハ十三歳より廿五歳迄たるへき事

但定年ニ過不及有之候テも格別執心之者ハ其旨申出候ハ、学校掛りニテ業お吟味致し臨時之取計も可有之候事

一　寮中之賄料雑費等ハ毎月廿五日を限り引請人より学校会計方へ可相納事

一　入寮之者ハ三年を一期と為し妄ニ帰省を許さす尤病気其外無拠事故有之時ハ其趣学校掛り可申立差図を可受事

一　学術上達之者ハ御採用相成候儀も可有之事

一　入寮之上ニテ寮則学則等為読聞可申事

美濃紙横四ツ切　三通持参之事

押切

承届印

藩府

某

学　歳

右之者――学校え入寮之儀奉願候以上

月　日

藩府

県

某印

四　大阪洋学所を開成所に改称*　〔二六〕
明治三(一八七〇)年一〇月二四日

第六百九十四　十月二十四日(沙)　大　学
大阪洋学所開成所ト改称被　仰付候事

五　大阪理学所を開成所の分局とする*　〔二六〕
明治三(一八七〇)年一〇月二四日

第六百九十五　十月二十四日(沙)　大　学
大阪理学所同所開成所之分局タルヘキ事

六　開成所を第四大学区第一番中学に改称*　〔九一〕
明治五(一八七二)年八月三日

開　成　所
右第四大学区第壱番中学ト改称候事
壬申八月三日　文　部　省

七　第三大学区第一番中学を開明学校に改称*　〔二六〕
一八七三(明治六)年四月二三日

第五十四号(四月二十三日)　第三大学区
大阪第一番中学
自今開明学校ト相称候事

八　開明学校を大阪外国語学校に改称*　〔二六〕
一八七四(明治七)年四月一八日

第十六号(四月十八日)
大阪開明学校長崎広運学校自今大阪外国語学校長崎外国語学校ト改称候条此旨布達候事

九　大阪外国語学校を大阪英語学校に改称*　〔二六〕
一八七四(明治七)年一二月二七日

第三十号(十二月二十七日)
愛知大阪広島長崎新潟宮城外国語学校愛知大阪広島長崎新潟宮城英語学校ト改称候条此旨布達候事

一〇　学則（抄）（大阪英語学校）

一八七六（明治九）年一一月

〔九二〕

目　次

第一章　学年等
第二章　職員
第三章　生徒
第四章　入学
第五章　試業
第六章　受業料
第七章　書籍新聞誌

第一章　学年等

第一条　明治九年九月一日ヨリ明治十年八月三十一日ニ及ブ之ヲ現今学年ト云フ

第二条　現今学年中ニ二学期ヲ置ク即チ第一期ハ明治九年九月一日ニ始リ（冬休業十日ヲ除ク）明治十年二月十四日ニ終ル計百五十七日ナリ第二期ハ明治十年二月十八日ニ始リ七月十五日ニ終ル計百四十八日ナリ

第三条　学年中休業

冬休業　明治九年十二月廿五日ヨリ明治十年一月三日ニ至ル

春休業　明治十年二月十五日ヨリ同二月十七日ニ至ル

夏休業　明治十年七月十六日ヨリ同八月卅一日ニ至ル

第四条　学期中休業

天長節（十一月三日）　紀元節（二月十一日）

日曜日　土曜日半日

此外臨時休業ハ其時々掲示ス

第五条　入学申入ノ定日

明治十年二月十　日ヨリ同十四日マテ五日間

同　七月十一日ヨリ同十五日マテ五日間

同　八月廿一日ヨリ同廿五日マテ五日間

第六条　入学試業ノ定日

明治十年二月十九日ヨリ同廿一日マテ三日間

同　九月一　日ヨリ同三　日マテ三日間

〔中略〕

第四章　入学

第一条　生徒入学ノ定日ハ学年中両度ニシテ学期ノ始メニアリ

但初級以上ノ級ニ入ランコトヲ請フモノハ其学業試験

ノ上臨時入学ヲ許スコトアルベシ

第二条　入学志願生徒ハ小学教科卒業ノモノハ勿論年齢大約十四年以上ニシテ日用公私ノ文書ニ習熟スルモノハ之ヲ許ス

第三条　定日入学ノ節ハ生徒ノ員数ヲ(並ニ定日ノ外ニ入学ヲ許ストキハ其期日ヲモ)前以テ広告スベシ

第四条　入学ヲ許スモノハ父母或ハ証人参校ノ上左ノ雛形ニ照準シ証書ヲ差出スベシ

入学証書雛形

私儀今般入学御許可相成候上ハ諸御規則堅ク可相守ハ勿論不得已事情アルノ外決テ半途ニテ退学仕間敷候仍テ証書如此候也

本管族籍
誰子
姓　名　印　或ハ花押
年　齢

右入学御許可相成候上ハ前書ノ通リ堅ク為相守可申且当人身分ノ儀ハ私引請可申仍テ後証如件

本管族籍
年　号　月　日　姓　名　印

大坂英語学校御中

但証券界紙ヲ用ヰルベシ

第五条　入学ヲ許セシモノニハ鑑札各一枚ヲ与ヘテ当校生徒タルヲ証ス

第六条　一旦退学ノ後再ヒ入学ヲ願フモノハ其退学セシ事由ヲ糺明シテ許スコトモアルベシ

第五章　試業

第一条　毎級試業ヲナシテ以テ優劣ヲ判シ進退ヲ定ム試業定期ハ毎学期ノ終リニアリ

但其学業進否優劣判然ナルモノハ試業ヲ加ヘテ臨時昇降セシム

第二条　毎学期ノ終其期中学フ所ノ科業ヲ前以テ復習セシメ而后試業ヲ受ケシム

第三条　試業ノ席ニ臨ムモノハ学校長教員及ヒ監事ノ外生徒ノ父母証人等請求スレハ之ヲ許ス

第四条　試験ノ上学力不満ニシテ進級ニ当ラサルモノハ元級ニ置キ尚ホ之ヲ教ユ此ノ如キコト続テ再度ニ及フモノハ退学ヲ命ス

第六章　受業料

第一条　受業料ハ一ケ月金弐円ヲ以テ相当ナリトス外ニ中等壱円下等五拾銭ノ月謝ハ貧困ニシテ相当受業料ヲ納ム

ル能ハサル者ノ為ニ之ヲ設クルナリ最五拾銭ヲ納ムルモノハ戸長ノ証書ヲ以テ願出ヘシ

但地方遠隔ノ者ハ仮ニ証人ヨリ証書ヲ出シ置キ本紙ハ其管轄府県ヨリ到着ノ上差出スベシ

第二条　一家二人ノ子ヲ学校ニ入ルモノハ戸長ノ証書ヲ要セストモ其由ヲ陳シ下等五拾銭ツヽノ受業料ヲ納ムルコトヲ得ベシ三人以上アルモノハ二人分ノ外受業料ヲ納ムルニ及ハス

第三条　受業料ハ毎月五日迄ニ監事局ヘ収ムヘシ若シ本日休業ニアタレハ翌日ヲ以テ限リトス

第七章　書籍新聞誌

第一条　日課書籍ハ生徒ノ自弁勿論ナレドモ時宜ニヨリテ校籍ヲ貸渡スコトアルベシ

但退学ノ節ハ悉皆監事局ヘ返納スベシ

第二条　借用ノ書籍万一紛失損壊アルトキハ之ヲ償ハシム

第三条　生徒弁利ノ為メニ学校用ノ書籍月賦ヲ以テ払渡スノ規摸ヲ設ク

第四条　内外ノ新聞雑誌数種ヲ聚置スルハ専ラ生徒ノ余力ヲモツテ之ヲ一覧シ以テ方今ノ世情ニ通シ且文学品行ヲモ高尚ナラシメンコトヲ欲スレハナリ

一一　舎則〔大阪英語学校〕

一八七七(明治一〇)年一月一五日　〔九三〕

舎則

寄宿舎

寄宿舎ハ生徒ヲシテ外物ニ触目セス専ラ学術ヲ研究セシメ及ヒ他管ノ来学生ヲシテ寄寓ノ便宜ヲ得セシムル為ニ設クルモノナリ

第一条　入舎生徒ハ舎則ヲ循守シ殊ニ行儀ヲ正フシ信義礼節ヲ以テ交和シ都テ監事ノ示命ニ従フベキ事

第二条　晨起ハ春分ヨリ秋分迄午前第五時秋分ヨリ春分迄午前第六時タル事

第三条　就眠ハ春分ヨリ秋分迄午後第十一時秋分ヨリ春分迄午後第十時タル事

第四条　日曜日及節日ハ平常帰舎時限ヨリ二時間ヲ緩メ外出勝手タルベキ事

但外泊或ハ門限ニ後ルヽヲ許サス

第五条　平日ハ夕餐前二時間ノ外出散歩ヲ許ス

但出入必ス門札ヲ以テスベシ

第六条　途上若シ本校教員吏員及学生ニ遭遇セハ相当ノ礼節ヲナシ都テ言行ヲ慎シミ苟クモ学生ノ恥ツヘキ所業ヲナスベカラス

第七条　已ムヲ得サル儀ニテ正課時間或ハ門限後外出ヲ願フモノハ事実ニヨリテ差許スベキ事

第八条　外出中急病ニ罹ルカ又ハ不得已シテ外泊スルモノハ其旨直ニ証人ノ証書ヲ以テ届出ベキ事

第九条　仮令証人ヨリ願出ルト雖モ他出或ハ外泊シテ数回日課ヲ欠クモノハ到底入舎ノ旨趣ニ悖ルヲ以テ退舎セシムル事

但伝染病或ハ激烈ノ病症ニ罹ルモノハ退舎或ハ下宿セシム

第十条　来訪者ハ必ス応接所ニヲイテ面談シ病気ノ外私室ニ誘導スヘカラス

但来訪者幷ニ自己ノ姓名ヲ応接所ノ帳簿ニ記載シテ門札相渡スヘシ

第十一条　不得已シテ下宿帰省スルモノハ証人ヨリ予メ其日数ヲ期シテ願書差出シ帰舎ノ節ハ其旨監事ヱ届出ヘキ事

但延日ヲ願フ者ハ本文ニ準シ追願書差出スベキ事

第十二条　病気ニテ欠課スルモノハ医師ノ診察ヲ受ケ其旨書面ニ認メ医証相添監事局ヘ差出スベキ事

但診察料ハ要セスト雖モ薬価ハ自弁トス

第十三条　校籍借受ヲ願フ者ハ日課書外ハ当直監事ノ撿印ヲ受クヘキ事

但部数ハ弐部ヨリ多カラサル事

第十四条　在舎中日課外ノ書籍ヲ借受シタル者ハ退舎ノ節悉皆監事局ヘ返納スベシ

第十五条　舎生ヲシテ清潔ナラシメン為ニ校費ヲ以テ浴湯ヲ設ケ隔日入浴セシムル事

第十六条　食柝ヲ撃タハ食堂ニ趣キ食ニ就クベシ若シ此柝ヲ誤ルモノハ叨リニ食スルヲ許サス尤日曜日及節日ハ撃柝後二時間ヲ緩フス

但入浴喫飯時限ハ日ノ長短ニ依リ之ヲ定ムル事

第十七条　食料ハ物品ノ高下ニヨリテ差等アリト雖モ当分一日金七銭五厘ト定メ毎月廿八日ニ遅滞ナク監事局ヘ差出スヘキ事

但炭油等ハ一切自給タルベシ

第十八条　食料ヲ収納スル毎ニ左ノ領収証書ヲ与フベシ

証

一金　何程

右何月分月俸正ニ請取候也

月　日　大坂英語学校（監事局印）

第十九条　舎夫ヲ使役スル常ニ愛恤ヲ以テシ左ノ定限ヲ超

越スヘカラス

第廿条　舎夫ニ購求品ヲ命スルハ午前午後ノ両度ト定メ午前正課前ニ命スルモノハ正午ニ至リテ配達セシメ午後正課後ニ命スルモノハ夕餐後ニ至リテ之ヲ配達セシムヘキ事

第廿一条　舎夫ヲ使役スルハ校外五丁四方ヲ限リ決シテ定距離外エ使役スヘカラサル事

第廿二条　舎夫ヲ舎内ニ使役スルハ晨起ヨリ午後第九時ヲ限リトス

第廿三条　凡ソ無益ニ属スル玩弄物又ハ猥褻ニ渉ル小説等ヲ閲スヘカラス

第廿四条　音読禁止後ハ高音ヲ出スベカラス就眠後ハ点火スベカラス

第廿五条　許可ナクシテ外人ヲ室内ニ誘導スベカラス

第廿六条　屋上ニ登リ或ハ窓外ニ出ルヘカラス

第廿七条　舎夫室幷賄部屋ニ立入リ雑談スヘカラス

一二　英語専修科設立ニ付上申

一八七八(明治一一)年一二月一四日　〔九四〕

英語専修科設立ニ付上申

当校生徒英語普通科卒業ノ後専修科ヲ設ケ物理化学及ヒ数学ノ三科ヲ専修教授可致ニ付右実験用器械等モ漸然前以備置専修科開設ノ日ヲ相俟候処此迄未タ開設ノ機無之尤モ本年七月中已ニ普通科卒業生二名有之依テ九月ヨリ専修科ヲ置キ該生徒授業可致筈ノ処両名トモ他学校ヘ転入致シ候ニ付不得已無其義延テ今日ニ至リ候然ルニ今般当学期ノ末ニハ卒業生徒三名可有之其中両名ハ卒業後退校一名ハ在校可被致趣申出候ニ付縦令一名ニテモ専修科授業可致ハ勿論ノ理ニ有之殊ニ右三名ノ内在校願出候者ハ篤志勉学他年成業ノ見込有之候固々生徒一人ノ為メ特別ニ一階級ヲ設ケ内外教員ヲ配当候儀教育経済ニ取テ不都合ノ様ニ相見候得共是独リ此度ニ限リ候訳ニテ将来卒業生徒ノ数追年致加増随テ専修科ニ入ル者多数ナルベシト存候且又今回新規設立ノ事故其成績如何為試験施行候儀ニモ有之果シテ成功候ハ、大ニ他生徒ノ奨励ニ相成可申万一成功無之時ハ専修科決然廃止則チ当地方ニ於テ設立ノ機未タ不至ト断定候方可然奉存候前条生徒一名ノ為メ階級別設候儀ハ彼是世評ヲ招候半乎ナレトモ現ニ米国或ル新立中学校ニ於テ最初年ニハ卒業生一人ヲ出シ候先例モ有之是亦文教ノ勢度不得已儀ニ候且又当校ニ於テ弥次学期ヨリ専修科開設候上ハ該級ニ限リ授業時間ヲ短縮シ通常一時間ノ課程ヲ半時間ニ学習セシメ以テ

其教員ヲ他級ノ教授ニ相用ヒ苟モ労力空費ノ患無之様施行可致而シテ該科ノ生徒ノ在テハ受業ノ時間短縮スルモ始終己レ独自ノミ教員ニ対シ問答スルヲ得ルカ故ニ其所学ハ至竟生徒二人アリテ一時間受業スルニ異ナラスト存候尤モ昨年当校教則致改正経伺ノ上専修科設置候儀ニハ候得共実地施行ハ今回ニ有之且前条申述候通生徒一両名ノ為メニ該科一級相設候段一応縷述此旨上申仕候也

明治十一年十二月十四日

大坂英語学校長　高　良二

文部卿西郷従道殿

一三　英語専修科実施承認の達*

一八七九(明治一二)年一月二三日　〔九五〕

大坂英語学校

其校英語専修科実施之儀明治十一年十二月十四日附上申之趣当今見合可申旨同年十二月二十一日及指令置候処詮議之次第有之右之指令ハ取消上申之趣聞置候条此旨相達候事

明治十二年一月二十三日

文部大輔　田中不二麿印

一四　大阪英語学校を大阪専門学校に改称*

一八七九(明治一二)年四月四日　〔一六〕

第三号(四月四日　輪郭附)

文部省所轄大阪英語学校ヲ大阪専門学校ト改称候条此旨布達候事

一五　大坂専門学校職制及事務章程

一八七九(明治一二)年五月一二日　〔九六〕

大坂専門学校職制及事務章程

大坂専門学校ハ文部省ノ所轄ニシテ理学科医学科及其予科ヲ教授スル所トス

職制

綜理

第一　本校ノ事務ヲ綜理スルコトヲ掌ル

第二　本校教授、助教、及訓導助訓ノ進退黜陟ヲ文部卿ニ具状シ其他ハ之ヲ専行スルコトヲ得

第三　申報計算書等成規ニ依テ文部卿ニ具進スヘシ

第四　事故アルトキハ教員若クハ属員ヲ選テ一切ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

教授

本校生徒ヲ教導シ其進退ヲ綜理ニ具状スルコトヲ掌ル

助教

教授ノ職掌ヲ輔助スルコトヲ掌ル

訓導

予科生徒ヲ教導シ其進退ヲ綜理ニ具状スルコトヲ掌ル

助訓

訓導ノ職掌ヲ輔助スルコトヲ掌ル

事務章程

事務ヲ大別シテ上下両款トナス其上款ハ綜理ノ意見ヲ具シ文部卿ノ允許ヲ経テ然ル後施行ス其下款ハ綜理之ヲ専行スルヲ得上下両款ノ事務ニ付テハ綜理皆其責ニ任ス

上款

第一　学科中ノ課目ヲ廃置増減シ其課程ノ年数等級ヲ制定釐革スル事

第二　地所ヲ増減シ費額金五百円以上ヲ以テ廈屋ヲ新営スル事

第三　外国教員ニ金三百円以上ノ月給ヲ与ル事

第四　外国教員ノ数ヲ増ス事

第五　校用ニ就テ外国教員ヲ内国各地ニ派遣シ或ハ其内地旅行願ヲ許ス事

第六　内外教員及属員ヲ褒賞スル事

第七　内国教員及属員ヲ懲戒スル事

第八　定期外上京スル事

下款

第一　校則舎則及処務規則ノ類ヲ制定釐革スル事

第二　授業時間ヲ制定釐革スル事

第三　外国教員ノ傭入傭継傭止ヲ決シ幷ニ其月給ヲ定メ其条約ヲ結フ事

第四　属員ヲ傭入傭止及其給料ヲ定ムル事

第五　内国教員及属員大過失有之目下難差置時ハ文部卿ノ指示ヲ待ツノ間臨機出勤ヲ止ムル事

第六　校用ニ就テ内国教員及属員ヲ内国各地ニ派遣スル事

第七　金千円未満ノ費額ヲ以テ廈屋ヲ修繕スル事

第八　生徒ヲ募集増減スル事

第九　生徒ノ授業料ヲ増減スル事

第十　生徒ニ卒業証書ヲ授与スル事

第十一　生徒ヲ進退処罰スル事

第十二　定期（五月一日ヲ着京ノ期日ト定ム）上京スル事

第十三　内国教員属員ノ帰省及暇願ヲ許否スル事

第十四　費額諸部分ノ予算ヲナス事
第十五　諸規則類ヲ印刷スル事
第十六　学科須要ノ図書器械雛形草木等ヲ内外諸学校等ト交換スル事
第十七　不用ノ廈屋ヲ取毀不用ノ図書器械物品草木等ヲ売却スル事
第十八　内外教員属員ニ職務外ノ事ヲ嘱托シ或ハ内外人ヨリ学用物品ヲ贈貽シタル時之ニ報謝ヲナス事
第十九　校務ニ関シ内外人ニ贈答往復スル事
第二十　所管ノ事務ニ付各庁ニ照会スル事

一六　大坂専門学校校則（抄）

一八八〇（明治一三）年九月　［九七］

目次

通則
入学
学年并休業
受業料
生徒心得
試業及等級昇降

教則

大坂専門学校校則

通則

第一条　本校ハ文部省ノ所轄ニシテ理学医学ノ専門科ヲ教授スル為ニ設クル所ナリ

第二条　本校教科ヲ大別シテ本科予科トス但現今医学ノ専門ヲ置キ之ヲ本科トシ之ニ入ルベキ普通科ヲ置ク之ヲ予科トス

第三条　本科ノ課程ヲ四周年トシ予科ノ課程ヲ三周年トス

第四条　本校ノ旨趣ハ邦語ヲ用ヰ教授スルヲ以目的トスレトモ現今姑ク英語ヲ専用ス

入学

第五条　生徒募集ノ期ハ毎年一回九月ニ於テス但欠員アルトキハ臨時生徒ヲ募集スルコトモアルベシ

第六条　予科最下級ニ入ルノ生徒ハ其年齢大約十四年以上ニシテ左ノ試験ニ合格スルモノニ限ル

一英語　読方　綴文　文法（クアッケンボス又ハ　ブラウン）　訳読
一数学　算術（デビスブラクチカル　又ハ　ロビンソンブラクチカル　又ハ　フエルタルブラクチカル）
一地学（コルネルイントルメジエート　モーレー）

一和漢書　日本外史

第七条　試験ニ合格シ新ニ入学ヲ許スモノニハ左ノ書式ノ証書ヲ出サシムベシ

○入学証書式

用紙証券罫紙

拙者儀今般入学許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ卒業ニ至ル迄猥リニ退学転学等仕間敷候仍テ証書如此候也

本籍宿所
大坂府下宿所
何府県華族或ハ士族或ハ平民
何之誰印
何年何月生
何年何ケ月

年月日

大坂専門学校長何某殿

前文何之誰在学中一切ノ事件ハ拙者共引請可申候仍テ保証如此候也

本籍宿所
大坂府下宿所
何府県華族或ハ士族或ハ平民
何之誰印
何年何ケ月

年月日　保証人

同断

保証人　何之誰印
何年何ケ月

但宿所移転或ハ改印候節ハ速ニ御届書可差出候也

右保証人ハ年齢丁年以上ニシテ大坂府内ニ於テ一家計ヲ立ル者ニ限ル

第八条　本科第一年級ニ入ルノ生徒ハ年齢大約十七年以上ノ者タルベシ

学年并休業

第九条　学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル而シテ之ヲ分ツテ三学期トス第一学期ハ九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至リ第二学期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三学期ハ四月十五日ヨリ七月十日ニ至ル

第十条　冬期休業ハ十二月二十五日ニ始マリ翌年一月七日ニ終リ春期休業ハ四月一日ニ始マリ同月十四日ニ終リ夏期休業ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ル

第十一条　毎日曜日并ニ左ノ祭日祝日ハ休業トス但臨時休業スルトキハ掲示スルモノトス

孝明天皇祭　一月三十日
紀元節　二月十一日

春季皇霊祭　春分日
神武天皇祭　四月三日
秋季皇霊祭　秋分日
神嘗祭　十月十七日
天長節　十一月三日
新嘗祭　十一月廿三日

第十二条　五月一日ヨリ授業時間ハ午前七時ヨリ始メ十月一日ヨリハ午前八時ニ始ム

受業料

第十三条　受業料ハ本科ハ一学期金三円予科ハ一学期金壱円八拾銭トス但本科生若シ身元貧困ニシテ相当ノ受業料ヲ収メ難キモノハ証人二名ヨリノ願ニ依リ特別ノ処分ヲナスコトアルベシ

第十四条　受業料ハ毎学期ノ始メ五日已内ニ該学期ノ全額ヲ納ムベシ

第十五条　一学期中一日タリトモ出席シタル後退学或ハ欠席スルトモ其学期ノ受業料ハ全額ヲ収メシメ若シ事故アリ半途退学スルトモ既納ノ受業料ハ返付セザルベシ

第十六条　受業料ハ級名姓名ヲ明記シ該生徒或ハ証人ヨリ直チニ本校会計掛ニ納ムベシ

生徒心得（入舎生ハ此外尚ホ別冊寄宿舎規則ヲ守ルベシ）

第十七条　上校中ハ必ス洋服或ハ袴ヲ着スベシ

第十八条　各自ノ教場ヲ除クノ外猥リニ他ノ教場ニ入ルヲ禁ズ

第十九条　教場ニ於テ猥リニ諸器械白堊等ヲ使用スベカラズ

第二十条　教場ニ於テ襟巻ヲ禁ズ

第廿一条　通学生ノ入舎生ニ要用アリテ寄宿舎ニ来ルモ其室内ニ入ルヲ禁ズ必ス該舎応接所ニ於テ面晤スベシ

第廿二条　帽子傘其他所持品ハ都テ取締ナキ場所ニ置カザル様注意スベシ

第廿三条　屋内ヲ奔走雑沓シ或ハ高呼スルヲ禁ズ

第廿四条　無届教場ニ欠席スルヲ禁ズ尤通学生疾病或ハ不得止事故アリ全課ハ勿論一課タリトモ欠席スルトキハ其事由ヲ記載シタル保証人ヨリノ届書ヲ欠課シタル其翌日（休日ヲ除ク）正午十二時迄ニ教場監事ニ差出スベシ但届書右時間ニ後ルヽトキハ無断欠席ト見做シ処分スベシ

第廿五条　一学期中無断欠席ノ数十五度ニ及ブトキハ直ニ除名或ハ退学スルコトアルベシ

第廿六条　生徒犯則ノ軽重事状ヲ量リ処分スル為ニ左ノ罰科ヲ設ク但無断欠席ハ一度タリトモ其罰ヲ許サズ

拘止（課業時間ノ余一時或ハ二時間ヅヽ一日或ハ数日学校内ニ留ムルモノトス）

禁足（寄宿舎生徒ニ限ル）

除名（本校生徒タルノ名籍ヲ除キ証人ニ其旨ヲ達スルモノトス但徴兵適齢ノモノハ此旨ヲ其地方庁ヘ通知スルモノトス）

退校（本人并ニ証人ニ達シ退校ヲ命ズルモノトス但徴兵適齢ノモノハ此旨ヲ其地方庁ヘ通知スルモノトス）

第廿七条　罰ヲ受クル生徒ノ姓名ト其犯則ノ事由トハ生徒控所ヘ掲示スルモノトス

試業及等級昇降

第廿八条　学年試業ハ学年ノ終ニ於テ都テ本学年中ニ履修セシ諸課目ノ試業ヲ受ケシムルモノトス

第廿九条　学期試業ハ第一及第二学期ノ終ニ於テ本学期中ニ履修セシ諸課目ノ試業ヲ受ケシムルモノトス

第三十条　各生徒ノ学期課業学期試業又ハ学年試業ノ評点ヲ附スルニ各一百ヲ以テ最高点トス

第卅一条　一課目ノ学期課業ノ評点ハ学期試業ノ評点ノ外ニ其学期中生徒日常従事ノ課業ニ附スルモノトス但シ該評点ハ成ル可キ丈ケ筆記ノ試業日課作文等ニ拠リテ定ムルコトヽス

第卅二条　一課目ノ学期評点ハ毎学期ノ終ニ於テ学期課業及学期試業ノ両評点ヲ均一ニ通計シテ定ムルモノトス

第卅三条　一課目ノ学年評点ハ毎学年ノ終ニ於テ学期課業学期試業学年試業ノ三評点ヲ通計シテ定ムルモノトス其計数ノ比例左ノ如シ

第一学期　学期課業　二
　　学期試業　二

第二学期　学期課業　二
　　学期試業　二

第三学期　学期課業　二
　　学年試業　五

第卅四条　一課目ノ授業一学期又ハ二学期ニテ畢ルトキハ該課目ニ属スル学年試業ノ評点ハ学期課業及学期試業両評点ノ和ノ半数ヲ以テ計算スルモノトス

第卅五条　各学期ノ諸課目評点平均数ハ一課目ノ学期評点ヲ通計シ得ル所ノ和ヲ課目ノ数ヲ以テ除シテ定ムルモノトス

第卅六条　学年ノ諸課目評点平均数ヲ計算スルモ前条ノ法ニ拠リ一課目ノ学年評点（第三十三条及第三十四条ノ方法ニ拠リ得ルモノ）ヲ通計シ得ル所ノ和ヲ課目ノ数ヲ以テ除シテ定ムルモノトス

第卅七条　毎学期ノ終ニ於テ各教員ハ其受持生徒ノ課業評

点試業評点及一課目評点平均数ヲ学校長ニ申報スルコトヽス

第卅八条　各学期ノ終ニ方リ学業ノ優劣ニ随テ列次スル各生徒ノ級表ヘ詳ニ一課目ノ学期評点及ヒ諸課目評点平均数ヲ附載シテ之ヲ掲示スベシ

第卅九条　各学期及毎学年ノ終ニ於テ別表ノ定規ニ拠リ生徒ヲ昇降シ又ハ退学セシムベシ但シ試業ニ合格セザル者ハ何等ノ事故ニ拘ラズ再試業ヲ受ルコトヲ得ズ

第四十条　学年試業或ハ学期試業ニ欠席セシ者ハ該試業ノ課目ニ就テ期年中ニ得タル所ノ評点数六十以上ニ至ラザレバ特別ノ試業ヲ受ルコトヲ得ス尤モ特別試業ハ次学期ノ始ニ於テ施行ス

第四十一条　学校長ハ教員ノ開申ニ依リ時トシテ第三十九条ノ定規ニ拘ラズ降級スベキ生徒ヲ仮ニ昇等シ或ハ退学セシムベキ生徒ニ在学ヲ許ス等規外ノ処分ヲ行フコトアルベシ

総評平均数点	試験ニ合格セサル課目ノ数	一課目ノ学期評点六十以下ノ者		処分
		最下点	下点	
六十以上一百以下				昇級

分ノ期学

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四十以上五十以下
一課目	同	二課目	同	同	三課目以上	同	同	同	一課目以上	一課目
四十以上六十以下	四十以下	四十以上六十以下	四十以下	四十以下	五十以上六十以下	四十以上五十以下	四十以下	四十以下	六十以下	五十以下
							五十以上六十以下			
同上	降級（学期評点六十課ノ評点ハ学期試業ノ成績ニ代用ス） 昇級	昇級	降級（二課目以上ノ学業ハ学期試験ノ成績ニ代用ス） 昇級	降級	昇級	降級（学期評点六十以下ノ課目ハ半数以上ナルトキハ降級ス） 昇級	降級	降級	降級	降級
										退学

学年ノ分											
総評平均点	六十以上一百以下	同	同	同	同	同	同	五十以上五十九以下	同	同	同
試験ニ合格セサル課目ノ数	一課目	一課目	同	二課目	同	同	三課目以上	一課目或ハ二課目	三課目以上	同	三課目以上
一課目ノ学年評点六十以下ノ者 最下点		五十以上六十以下	五十以下	五十以上六十以下	四十以上五十以下	五十以下	四十以上六十以下	六十以下	六十以下	五十以下	四十以上六十以下
一課目ノ学年評点六十以下ノ者 下点					五十以上六十以下						
処分	昇級	昇級	降級	降級	降級	降級	降級	降級	降級	降級	退学
			学年試験ハ業点数ハ三学期ノ諸点平均数六ノ十諸或ハ以上ナルト十キハ	一課目ノ学年試験ハ業点数或ハ三学期ノ諸点平均数六ノ十諸或ハ以上ナルト十キハ	二課目共ニ学年試験ハ業点数ハ三学期ノ諸点平均数六ノ十諸或ハ以上ナルト十キハ						
			昇級	昇級	昇級						

四十以上四十九以下	同	三十九以下
一課目	二課目以上	一課目以上
五十以下	五十以下	四十以下
降級	退学	退学

〔以下略〕

一七　大阪専門学校を大阪中学校に改称*

〔一二六〕

一八八〇(明治一三)年一二月一六日

第二号(十二月十六日　輪廓附)

文部省所轄大阪専門学校ヲ大阪中学校ト改称候条此旨布達候事

一八　将来ノ要務

〔九八〕

一八八一(明治一四)年一二月

将来ノ要務

今ヤ本邦新ニ中学ノ大綱ヲ定ムルニ方リ本校実ニ其正規ヲ履行スルノ嵩(ママ)矢タリ地方ノ瞻望焉ニ繫ル其責重シト云フヘ

シ苟モ此責任ヲ遂ケントスレハ後来ニ期スル処一ニシテ足ラサルナリ今其最急務ナル者ヲ叙センニ幼年生徒寄宿舎ヲ開設スル其一ナリ体操課ヲ振起スル其二ナリ変通教授法ヲ施ス其三也授業法ヲ改良スル其四ナリ植物場ヲ開拓シ及動物金石等ノ標本ヲ蒐輯スル其五ナリ適応ノ教科書ヲ採択スル其六ナリ

抑中学ニ適応ノ教科書ナキハ世間教育者ノ同ク歎スル処ニシテ本校実地施教上最モ麿苦スル処ナリ蓋著訳者躬未タ中学ヲ経歴セサルカ故ニ中学生徒ノ学力ト其課程トヲ忖度スル能ハサルニ由ルト云フト雖モ多クハ印行者目前ノ利ヲ察テ只售ルコトヲ是レ務メ偶有益ノ著訳アルニ遭ヲモ（ママ）其紙数ノ多キヲ嫌ヒ又ハ時好ニ合ハサルヲ恐レテ之ヲ謝シ却テ或ハ紙数ヲ限リ或ハ僅々ノ日子ヲ限リテ著訳ヲ委托スル等ノ悪風有ルニ源スルナリ是故ニ向後実ニ中学適応ノ書籍タルヘキ著訳ノ原稿アルニ遇ハヽ其人ニ協議シ本校ノ費用ヲ以テ之ヲ印行シ以テ漸ク教科書ノ改良ヲ計ラサル可ラス

従来我国ノ学風ハ専ラ章句字義ノ末ニ流レ実学ヲ疎外スルノ弊アリ今ノ小学モ亦未タ旧套ヲ蟬脱セサルノミナラス高等普通教育即各地方中学ノ実況ヲ察スルニ余弊ノ稍ヤ太甚キモノアルニ似タリ蓋教師学力ノ足ラサルト教科用書ノ適セサルトニ由ルト云フト雖モ専ラ標本ニ乏キノ致ス所ナリト云フヘシ例之ハ地質ノ書ヲ読ムニ当リ其標本アルトキハ一目シテ容易ク理会シ得ヘキコトナルモ若其標本ナキトキハ之ヲ想像ニ索メサル可ラス之ヲ想像ニ索メンニハ先其章句ヲ玩味セサル可ラス其字義ヲ穿鑿セサル可ラス此ノ如クナルトキハ徒ニ思ヲ労シ慮ヲ費スノミニシテ其得ル処ノ益甚タ鮮シ諺ニ所謂百聞ハ一見ニ若カサル者是ナリ故ニ植物場ヲ開キ及金石動物等ノ標本ヲ蒐輯シ実物ニ就キ之ヲ教導スルハ殊ニ中学ニ欠ク可ラサルコトトス

授業法ノ要タルヤ固ナリ之ヲ用ヰルコト巧霊ナレハ以テ学問ヲ活スヘク以テ理会ヲ容易スヘク以テ生徒ノ精神ヲ鼓舞シテ其進歩ノ著キヲ見ルヘク而テ彼ノ不完全ナル教科書ノ欠亦以テ補フヲ得ヘシ若シ之ヲ用ヰルコト拙ナルトキハ其結果皆前ニ反ス而テ偶適応ノ教科書アルモ之ヲ活用スル能ハスシテ其益ヲ得ルコト無ケン然ルニ従来授業法ヲ軽視シテ舎テ問ハサルモノアリ或ハ小学ニノミ要スルモノニシテ稍高等ノ教育ニ関係ナキモノト思惟スルモノアリ誤認亦甚シト云フヘシ本校ハ中学正規ノ蒿矢（ママ）タリ而テ現ニ適応ノ教科書ナキニ苦ム此ル教科書ヲ用ヰテ十全ノ結果ヲ得ント望マハ尤授業法ヲ研究セサル可ラス其之ヲ研究スルノ法種々アリト雖モ先日ヲ定メテ教員ヲ会シ交議諮詢スルヨリ着手セント欲スルナリ

方今各地方教育ノ進度等シカラス且施教ノ法方亦差異ナキ能ハス加之世人小学ハ只下等教育ヲノミ授クル所ト誤認シテ之ヲ中学ニ上ルノ階梯ト做スモノ鮮シ是故ニ其稍高等ノ学科ヲ脩メント欲スルモノハ大抵私塾ニ入リテ或ハ漢籍或ハ英語ヲ専脩スルノ風アリ故ニ本校ニ入学スルノ生徒中必ス学力偏短偏長ニシテ未タ全ク普通下等教育ヲ卒ラサルカ如キモノアラン此等ノ生徒ヲ直ニ中学ノ正規ニ当ンニハ皆其最短ナル学科ニ就テ等級ヲ定メサル可ラス然ルニ其生徒偏長ノ学力ヲ問ヘハ定級ヨリ高キコト数等ナルヘシ是等ノ為メ臨機変通法ヲ設ケ暫ク其短ナル学科ノミヲ専修セシメテ後漸ク正規ノ等級ニ編入センコト尤モ止ム可ラサルノ方策ト信ス是レ変通教授法ノ欠ク可ラサル以所也

体操課ノ要ナルハ苟モ教育ニ従事スルモノ、必ス異口同音ニ賛成スルコトニシテ而テ之ヲ各地学校ノ実地ニ就キテ云フトキハ却テ之ヲ度外視セサルコト鮮シ或ハ往々之ヲ実施スルモノナキニアラサレトモ其方法善良ナラス其器械整備セス徒ニ生徒ヲ束縛シテ却テ生徒倦厭ノ気ヲ生シテ体操課ヲ嫌悪セシムルニ至ル是故ニ幼年生徒ハ専ラ粗暴ニ流レ長年生徒ハ漸ク柔弱ニ陥リ随テ学業進歩ノ遅鈍ヲ見ハスノミナラス往々疾病ヲ醸成シテ癈学スルニ至ルモノアリ蓋体操課ヲ勉メサルノ致ス処ナリ本校新ニ体操場ヲ設ク乃器械ヲ増益シテ大ニ此課ヲ奨励セント欲スルハ蓋之カ為ノミ

寄宿舎ノ設ハ尤長年生徒ニ益アリテ幼年生徒ニハ便ナラサルナリ何トナレハ則人集レハ必ス談ス交久シケレハ必ス狎ル狎レテ而テ談スルトキハ其譚柄必シモ悉ク正シキコト能ハス然ルニ自特ノ志念尚薄ク独立ノ見識未タ定ラサルノ幼年生ヲシテ此夥中ニ在ラシメハ長年生徒ノ善行ニ倣ハントハセス却テ不正ノ嬉戯ヲ試ミント欲シ所謂傲ヲ長シ慾ヲ肆ニスルノ情ヲ起サシムルノ弊アルヲ免レス是レ従来諸学校ニ於テ屢実験スル処ナリ故ニ幼年生徒ヲ入舎セシメンニハ予メ之カ虞ニ備ヘサル可ラス今ヤ本校中学ノ生徒ヲ募集ス其来ルモノ必ス幼年生多カラン故ニ此等ノ生徒ヲ待センニハ従来ノ寄宿舎ヲ区画シテ更ニ幼年舎ヲ設ケ十五年以下ノ者ハ皆幼年舎ニ入ラシメ其年齢相当ノ智力脳力ヲ以テ年齢適応ノ勤学交際セシメ懇ニ之ヲ保護シ正ク之ヲ誘導スルヲ務メサル可ラサルナリ

以上陳スル処或ハ本学年ニ於テ着手セルモノアリ或ハ次学年中ニ成功スヘキモノアリ或ハ数年ノ後ニ至テ始テ其効ヲ奏スヘキモノアリト雖モ要之ニ皆一日モ放置ス可ラサルモノタリ嗚呼教学ノ事至テ難シ育英ノ任実ニ重シ難シ故ニ其成ヲ告クルヤ遅シ重シ故ニ其功ヲ挙クルヤ早カラス希クハ深切事ニ従ヒ緩徐功ヲ見ン

〔注〕一八八一年一二月に文部卿宛に提出された年報（『第三高等中学校沿革』総合人間学部図書館所蔵）に、本文書の誤字等を修正した文書が収録されている。

一九　大阪中学校規則（抄）

〔九九〕

一八八二（明治一五）年七月

大阪中学校規則

目次

第一章　総則凡十条　一丁
第二章　教授規則凡九条　三丁
第三章　入学規則凡五条　三十二丁
第四章　試業規則及卒業証書凡十五条　三十七丁
第五章　生徒心得凡十一条　四十四丁
第六章　授業料凡三条　四十六丁
第七章　奨学金規則凡六条　四十七丁
第八章　図書室規則凡九条　四十九丁
第九章　器械室規則凡六条　五十二丁
第十章　寄宿舎規則凡十一条　五十四丁
第十一章　罰則凡七条　六十四丁

第一章　総則

第一条　当校ハ文部省ノ所轄ニシテ中人以上ノ業務ニ就ク力為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クル所トス

第二条　当校教科ハ初等及高等ノ中学科トス

第三条　初等中学科卒業ノ者ハ高等中学科ヲ修ムヘキモノトス

但本文卒業ノ者ハ亦師範学科諸専門ノ学科等ヲ修ムルコトヲ得

第四条　高等中学科卒業ノ者ハ広ク士人中正ノ業務ヲ執リ又大学科高等専門学科等ヲ修ムルコトヲ得

但大学科ヲ修メントスル者ハ当分ノ内尚必須ノ外国語学ヲ修ムルヲ要スルコトアルヘシ

第五条　当校ノ生徒ハ大約三百名ヲ定員トス

第六条　当校ノ生徒タルコトヲ得ル者ハ男子ニシテ品行端正身体健康小学中等科卒業以上ノ学力アル者タルヘシ

第七条　当校ノ生徒タル者ハ保証人二人ヲ要ス其保証人ハ親戚若クハ知縁ノ丁年以上ノ男子ニシテ内一人ハ大阪市街若クハ接近郡村ニ於テ一家計ヲ立ツル者タルヘシ

第八条　生徒ノ学級ヲ定メ卒業ヲ認ムルハ試業規則ニ依ル

第九条　生徒奨励ノ為メ学力最優等品行最端正ノ者ニ奨学

金ヲ与フルコトアルヘシ

第十条　生徒修学及取締ノ便ヲ計リ寄宿舎ヲ設ク

第二章　教授規則

第一条　初等中学科ハ修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化学、経済、記簿、習字、図画及唱歌、体操トス

但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待チテ之ヲ設クヘシ

第二条　高等中学科ハ初等中学科ノ修身、和漢文、英語、記簿、図画及唱歌、体操ノ続ニ三角法、金石、本邦法令ヲ加ヘ又更ニ物理化学ヲ授クルモノトス

第三条　修業年限ハ初等中学科ヲ四箇年トシ高等中学科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トス

第四条　学級ハ初等中学科ヲ八級トシ高等中学科ヲ四級トシ通シテ十二級トス

第五条　学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル之ヲ前後ノ二学期ニ分チ一学期ヲ以テ一学級ノ修業期限トス其前学期ハ九月十一日ニ始マリ翌年二月十五日ニ終リ其後学期ハ二月廿三日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第六条　授業時間ハ初等中学科ヲ毎週二十八時トシ高等中学科ヲ毎週二十六時トス乃毎週日曜日ヲ除キ土曜日ノ授業ハ三時間トシ高等中学科ニ於テハ水曜日ノ授業モ又三時間トシ佗ハ毎日五時間ノ授業トス

但授業時間ノ始終ハ日ノ長短ニ因リテ之ヲ定メ其都度掲示スヘシ

第七条　休業日左ノ如シ

一日曜日
一秋季皇霊祭　秋分日
一神嘗祭　十月十七日
一天長節　十一月三日
一新嘗祭　十一月廿三日
一冬季休業　十二月廿五日ニ始リ一月七日ニ終ル
一孝明天皇祭　一月三十日
一紀元節　二月十一日
一前学期後休業　二月十六日ニ始リ同月廿二日ニ終ル
一春季皇霊祭　春分日
一神武天皇祭　四月三日
一夏季休業　七月十一日ニ始リ九月十日ニ終ル

〔中略〕

第九条　各学科授業ノ要旨左ノ如シ

第一款　修身　人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシ

ムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス是レ各級ニ通シテ修身科ヲ課スル所以ナリ乃初等中学科ニ於テハ先哲ノ嘉言善行ニ依リ以テ孝悌忠信礼義廉恥慈仁ノ事ヲ授ケ高等中学科ニ於テハ更ニ修身上ノ理ヲ説キ以テ心ヲ正クシ己ヲ修メ事ヲ処シ物ニ接スルノ大道ヲ知ラシムヘシ凡修身科ヲ授クルニハ唯其説ク所ヲ記誦セシムルノミヲ以テ足レリトセス徳性ヲ養ヒ躬行ヲ務メ操履ヲ固クセシムルコトヲ旨トシ又其理ヲ説クハ専ラ儒教ニ基カンコトヲ要ス

第二款　和漢文　和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ科ナレハ各級ニ通シテ之ヲ課ス今其学習ノ為メニ分チテ読書、作文トス

読書ノ要ハ読法ヲ正クシ意義ヲ詳ニシ兼ネテ作文ニ資スルニ在リ故ニ初等中学科ノ和漢文ハ誦読、講義等ノ法ヲ用ヰテ文字ノ音訓、音声ノ抑揚、句読ノ断続ヲ明ニシ字義、句意、章意ヲ解セシムルヲ旨トシ殊ニ和文ハ先ツ文字、言語、文章、音韻ノ諸論ヲ教ヘ次ニ雅馴ノ文章ヲ授ケテ其例格ヲ考究セシムヘシ高等中学科ノ漢文ハ更ニ教方ヲ高尚ニシ委ク文章ノ賓主、照応、抑揚、頓挫等ノ諸法ヲ説キ詳ニ文理ニ通暁セシメンコトヲ要ス

作文ノ要ハ思想ヲ表彰シ事実ヲ記述スルニ在リ乃チ初等中学科ノ仮名交リ文、書牘文ハ近世ノ雅馴ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ漢文ハ古雅ノ文体ニ倣ヒテ単簡ノ記事文ヲ作ラシムヘシ高等中学科ノ和文ハ中世ノ雅馴ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ漢文ハ記事文ヨリ論説文ニ及ホシ詩及歌ハ先ツ古人ノ詩歌ヲ記誦セシメ稍句調ニ熟シ格律ヲ暁ルノ後歌ヲ詠シ詩ヲ賦セシムヘシ凡和漢文ヲ作ラシムルニハ文章簡明、句調暢和、且着実ニシテ例格ニ合スルヲ旨トシ其文題ハ務メテ実用ニ適スル者ヲ撰フヘシ但詩歌ハ韻調正雅ニシテ趣味優美ナランコトヲ要ス

第三款　英語　英語ハ其用殊ニ広キ外国語ニシテ中人以上ノ業務ヲ執リ又高等ノ学科ヲ修ムルニハ其知識ヲ要スルモノ多シトス故ニ各級ニ通シテ之ヲ課ス今其学習ノ為メニ分チテ綴字、読方、訳読、読書、文法、修辞、習字、作文トス

綴字　英語ヲ教フルノ始ニ於テ之ヲ課シ文字ノ名及音、母音、子音ノ区別、分音法等ヲ授ケ以テ発音ヲ正クスルヲ旨トス稍習熟スルノ後ハ教師時ニ単語、短句ヲ唱ヘ生徒ヲシテ或ハ之ヲ分音和誦セシメ或ハ之ヲ書取ラ

シメ以テ綴字ノ法ヲ会得セシムヘシ
読方ハ稍綴字ノ法ヲ解スルノ時ヨリ之ヲ課ス其要ハ音声ノ抑揚、句読ノ断続ヲ明ニシ以テ読法ヲ正クシ聴者ヲシテ容易ク意義ヲ会得セシムルニ在リ且誦読ノ際音調ヲ正クシ状貌ヲ整ヘシメンコトヲ務ムヘシ
訳読ハ読方ヲ課スルノ際之ヲ授ク其要ハ英語ヲ邦語ニ訳シ意義ヲ了解セシムルニ在リ其訳スル所ノ語句ハ自ラ章ヲナシ或ハ之ヲ誦シ或ハ之ヲ筆シ得ルニ至ラシメンコトヲ務ムヘシ
読書ハ読方、訳読ヲ兼ネ授クル者トス之ヲ授クルニハ生徒ヲシテ読方ヲ正クシテ章句ヲ誦読セシメ教師其意義ヲ講明シ或ハ生徒ヲシテ之ヲ解釈セシメ遂ニ直読以テ其意義ヲ了解スルノ力ヲ養成スルヲ旨トシ又時ニ書中緊要ノ章句ヲ書取ラシメ以テ聴感ヲ練リ筆記ニ慣レ綴字ニ熟シ兼ネテ行文ノ例格ヲ知ラシムヘシ
文法及修辞ヲ授クルノ要ハ英語ヲ理会スルノ力ヲ鞏固ナラシメ其実用ヲ助クルニ在リ乃文法ニ依リテ言詞、章句ノ法則、用格等ヲ知ラシメ修辞ニ依リテ言論、文章ノ潤色、活用等ヲ知ラシムルヲ旨トス
習字ハ字形鮮明ニシテ運筆快捷ナランコトヲ要ス故ニ先ツ姿勢、執筆ノ法ヲ授ケ次ニ大字、細字ノ書法ヲ教ヘ漸ク運筆ニ習熟セシムヘシ
作文ヲ授クルニハ先ツ卑近ノ文題ニ就キテ簡易ノ文章ヲ作ラシメ或ハ塡語、正誤ノ法ヲ用ヰテ作例ヲ知ラシメ作文ノ思想漸ク進ムニ及ヒ記事文、書牘文ヲ作ラシメ又時ニ簡易ノ和文ヲ訳セシメ上級ニ至リテハ兼ネテ簡易ノ論説文ヲ作ラシムヘシ其撰文、撰題ニ注意スヘキコトハ第二款ニ示スカ如シ

第四款　算術　算術ハ百般ノ学術、日用ノ計算ニ欠クヘカラサル者ナリ之ヲ授クルニハ数理ヲ推究シ術語ヲ解釈シ法則ヲ論証シ傍ラ簡法ニ通セシムルハ勿論実際適切ノ問題ヲ与ヘテ其応用ヲ試ミ施算正確ニシテ且迅速ナラシメンコトヲ要ス

第五款　代数　代数ハ記号、字母ヲ用ヰテ施算ノ繁冗ヲ省キ一術ヲ以テ許多ノ問題ニ活用スルノ便アルノミナラス数理ヲ詳明ニスルノ関鍵ニシテ数学ノ一基本トナル者ナレハ殊ニ順序ヲ正クシテ理論ヲ推究セシムヘシ

第六款　幾何　幾何ハ線、面、角、体ノ性質、関係及其測度法ヲ推究スル者ニシテ物ノ長短、容積等ヲ精測スルニ必要ナルノミナラス思想ヲ緻密ニシ推理判断等ノ力ヲ養成スル者ナレハ之ヲ説明スルニハ最詳細精確ナルヲ旨トス又常用曲線ハ普通ノ曲線ヲ撰ヒテ之ヲ授ケ

其大略ヲ知ラシムヘシ

第七款　三角法　三角法ハ八線ノ性質、関係及三角形ノ測定法ヲ推究スルモノニシテ土地ノ高低遠近等ヲ測量スル如キモ亦多クハ此科ニ資ス之レヲ授クルニハ務メテ理論実算幷ヒ進マシムヘシ

第八款　地理　地理ハ学術及生業上須要ノ者ナリ乃総論ニ於テハ用語ノ定義、世界ノ形状等ヲ授ケ日本地誌ニ於テハ全国ノ位置、広袤、形勢、気候、人民、邦制上ノ区劃等ヲ授ケテ各州ノ疆域、形勢、物産、人口、郡区、都邑等ニ及ホシ万国地誌ニ於テハ海外諸国ノ疆域、形勢、気候、物産、人民、都邑等ノ概略ヲ授ケ地文ノ科ニ於テハ地理上ノ理学ニ関スル事実ヲ授クヘシ凡ソ地理ヲ授クルニハ殊ニ本邦ニ詳ニシテ外国ニ略シ専ラ実用上ノ問題ヲ考究シ兼ネテ学理上ノ問題ニ及ハンコトヲ要ス

第九款　歴史　凡臣民タル者自国ノ沿革ヲ知ルコト最モ緊要ナレハ先ツ本邦ノ歴史ヲ課シ主トシテ建国ノ体制、風俗ノ変遷、政治ノ沿革、明主賢相ノ治績、忠臣義士ノ偉行、学芸ノ隆替、武備ノ張弛等ヲ講明シ民生ノ休戚ハ常ニ皇室ノ隆替ト相従フノ実跡ヲ説キ務メテ尊王愛国ノ志気ヲ振起センコトヲ要ス支那モ亦本邦ト最親密ノ関係ヲ有スル国ナレハ次ニ其歴史ヲ課シ終ニ他ノ海外諸国ノ歴史ニ及ホシ以テ其形勢ノ概略ヲ知ラシムヘシ

第十款　生理　生理ヲ授クルノ要ハ身体ノ健康ヲ保全シ且精神ヲ快活ナラシムルニ在リ故ニ人体ノ構造組織及機関ノ作用ヲ説キ兼ネテ養生法ニ及ホシ身体ノ発育保続スル所以ノ理、飲食運動等ノ節セサルベカラサルノ理ヲ知ラシメ以テ天賦ノ身心ヲ全クセシメンコトヲ務ムヘシ

第十一款　動物、植物、金石　動物、植物、金石ヲ授クルノ要ハ其名称ヲ識リ其性質ヲ詳ニシ其効用ヲ弁ヘシムルニ在リ其教授ノ法ハ学理上ノ説ヲ講スルニ止マラス広ク農工商ノ実用ニ供スルノ方ヲ索メ且主トシテ本邦産スル所ノ動物、植物、金石ニ就キテ之ヲ講明スヘシ又金石ノ科ハ其終ニ於テ地質ノ大意ヲ授ケ地層ノ構造、種類等ヲ知ラシメ採鉱術ノ端緒ヲ開カンコトヲ要ス

第十二款　物理　物理ハ宇宙万有ノ形態上ノ現象ヲ講明スル者ニシテ諸科ノ学術ト親密ノ関係ヲ有シ殊ニ百般ノ工芸技術ノ進歩ヲ助ケ其用極メテ大ナレハ先ツ初等中学科ニ於テ其大略ヲ授ケ高等中学科ニ至リ一層精密

ニ諸現象ノ法則、関係等ヲ授ケ次ニ気象ノ大意ヲ授ケテ気中現象ノ一班ヲ知ラシムヘシ

第十三款　化学　化学ハ物質ノ成分変化ヲ講究スル者ニシテ他ノ理学ノ蘊奥ヲ闡クコト多クハ之ニ依リ又百般ノ製造技術ヲ資ケ其用極メテ大ナレハ先ツ初等中学科ニ於テ通常ノ非金属及金属元素其化合物ノ大略ヲ授ケ高等中学科ニ至リ一層精密ニ無機化学ノ全論ヲ授ケテ有機化学ノ大意ニ及ホシ以テ化学ノ全体ヲ知ラシムヘシ

以上掲クル所ノ化学、物理、動物、植物、金石、生理、地理ハ器械上ノ試験又ハ実物、標品、摸型、絵図等ノ観察ニ依リテ明晰着実ノ教授ヲ施シ其真理ヲ了解セシムルコト最モ緊要ナリトス

第十四款　経済　経済ハ利用厚生ノ学ニシテ其理深奥ナレハ其要領ヲ摘ミテ之ヲ授クヘシ凡ソ経済ヲ授クルニハ実用ヲ主トシテ理論ニ馳セス且一家ノ説ク所ノミニ偏倚セサランコトヲ要ス

第十五款　記簿　記簿ハ資財ノ出納ヲ登記算定スルノ法ニシテ亦須要ノ科トス乃チ先ツ諸帳簿ノ用法ヲ授ケ次ニ実地記入ノ法、試算表ヲ製スルノ式、正算表ヲ製シテ決算ヲナスノ式及手形証書ノ式等ヲ授ケテ之ヲ練習セシムヘシ

第十六款　本邦法令　凡臣民タル者ハ本邦現行ノ法令ヲ知ルコト緊要ナリトス故ニ此科ニ於テハ日常知ラザルヘカラサル者即チ戸籍、財産、営業、教育、衛生、兵役、賞罰等ニ係ル諸法令ノ要略ヲ授クヘシ但之ヲ授クルニハ成文ノ意義ヲ知ラシムルヲ旨トシ其理ヲ講スルヲ要セス

第十七款　習字　習字ハ筆力遒勁ニシテ字形正雅ナルヲ要ス故ニ先ツ姿勢執筆（ママ）ノ法ヲ授ケ漸ク間架結構ヲ練習セシメ稍熟スルノ後ハ時ニ細字ヲ速写セシメ以テ日常ノ応用ニ慣レシムヘシ

第十八款　図画　図画ハ言語、文字ノ及ハサル所ヲ写出シ其用甚タ広ク殊ニ工芸上欠クヘカラサルノ科ナレハ各級ニ通シテ之ヲ課ス之ヲ授クルニハ自在画ハ先ツ執（ママ）筆運筆ノ法ヲ練習セシメ次ニ範本又ハ摸型ヲ示シ其法則ヲ授ケテ之ヲ臨写セシメ漸ク進ミテ実物ヲ臨写セシムヘシ用器画ハ先ツ其法則ヲ授ケ次ニ問題ヲ与ヘテ之ヲ考究セシメ漸ク進ミテ実用ニ及ホスヘシ凡ソ図画ハ排列ノ法其宜ヲ得光線陰影ノ法等其度ニ適センコトヲ要ス

第十九款　唱歌　唱歌ノ要ハ専心情ヲ感発シ以テ脩身ニ

資スルニ在リ故ニ各級ニ通シテ之ヲ課ス乃先ツ単音唱歌ヲ授ケテ複音唱歌ニ及ホシ次ニ主トシテ諸重音唱歌ヲ授クヘシ凡唱歌ハ音律ヲ正クシ声調ヲ和スルヲ旨トスル者ナレハ楽器ハ風琴、箏、胡弓等ノ如キ音調純正ノ者ヲ用ヰ歌詞ハ趣味高雅優美ニシテ道徳上ニ裨益アル者ヲ撰ハンコトヲ要ス

第二十款　体操　体操ノ要ハ身体ノ発育ヲ平等ニシ健康ヲ保全セシムルニ在リ故ニ先ツ美容術ヲ授ケ次ニ徒手体操、軽体操、重体操ヲナサシメ兼ネテ歩兵操練ノ初歩ヲ演習セシムヘシ

但毎学期活力統計表ヲ製シテ其成果ヲ証明センコトヲ要ス

第三章　入学規則

第一条　生徒募集ハ毎年二回即九月二月ニ於テス

但欠員アルトキハ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第二条　当校ニ入学セント欲スル者ハ試業規則ニ依リ学力撿定ノ上之ヲ許ス

但試業及第ノ者募集定員ニ超ユルコトアルトキハ更ニ其優等ノ者ヲ選ヒテ入学セシム

第三条　当校ノ生徒ニシテ一旦退学ノ後更ニ入学ヲ請フ者アルトキハ直ニ之ヲ許スコトアルヘシ

第四条　当校ニ入学セント欲スル者ハ入学願書及履歴書ヲ出スヘシ其書式左ノ如シ

入学願書

私儀御校ニ入学志願ニ付御許可被下度乃履歴書相添ヘ此段願上候也

大阪府下宿所

何府県族籍（戸主ナラサレハ誰子弟等）

年　月　日　　何　誰　印

年月日生

大阪中学校長何誰殿

履歴書

学業

一年月何地官公立私何学校ニ入リ小学何等科何級若クハ何学科起業爾来何年間修業其卒業セシ階級用書何々

賞罰

一年月何所ニ於テ何事ニ付賞ヲ受ケ若クハ罰ヲ蒙ル等

右之通有之候也

何府県族籍（戸主ナラサレハ誰子弟等）

年　月　日　　何　誰　印

年月日生

第五条　入学ノ許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ノ証書ヲ出スヘシ

入学証書　（用紙証券界紙）

私儀今般入学御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ他念ナク勤学可仕候此段相誓候也

本籍宿所
何府県族籍（戸主ナラサレハ誰子弟等）
何　誰　印
年月日生

年　月　日

大阪中学校長何誰殿

前文何誰在学中一切ノ事件ハ私負担可仕候乃証書如此候也

宿所
何府県族籍（戸主ナラサレハ誰子弟等）
何　誰　印
年月日生

同

同

何　誰　印
年月日生

向後転居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第四章　試業規則及卒業証書

第一条　試業ヲ分チテ入学試業、日課試業、学級試業ノ三種トス

第二条　凡試業ノ優劣ハ点数ヲ以テ之ヲ評ス其評点ハ各学科目一百ヲ以テ定点トシ六十以上ヲ合格点トス

第三条　各学科目試業ノ定点ハ読書、作文、習字、図画ハ其目的品格等ニ就キテ適宜考課ノ目ヲ分チ其難易ニ応シテ之ヲ配当シ其他ノ学科目ハ問題ノ難易ニ応シテ之ヲ配当シ試業ノ際其優劣ニ因リテ之ヲ加減スルモノトス

但日課試業ニ於テハ修身科目ノ定点ノ四分一ヲ平素行状点ニ配当シ主トシテ罰科ニ依リテ品行ノ優劣ヲ考ヘ之ヲ加減スヘキモノトス

第四条　凡試業ニ合格セサル者ハ何等ノ事由ニ拘ハラス其再試業ヲ受クルコトヲ得ス

第五条　入学試業ハ生徒ノ入学ヲ許スノ際之ヲ施行シ其学力ヲ撿定スルモノトス

第六条　初等中学科第八級ノ入学試業ハ小学校教則綱領中等科ノ程度ニ従ヒテ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、博物、物理ノ各学科目ヲ試ミ諸学科目評点平

均数六十以上ヲ得ル者ヲ及第トス

但本文ノ点数ヲ得ルモ一学科目ノ評点三十ニ満タサル者ハ落第トス

第七条　初等中学科第七級以上ノ入学試業ハ其級以下ニ於テ履修スヘキ各学科目ヲ試ミ其及第落第ハ第十条ニ拠リテ之ヲ判定ス

但此場合ニ於テハ諸学科目評点ハ日課試業評点ヲ包含セサルコト勿論トス

第八条　日課試業ハ凡四週毎ニ之ヲ施行シ其週中ニ履修セシ学業ノ生熟ヲ撿査スルモノトス

第九条　学級試業ハ毎学期ノ終ニ於テ之ヲ施行シ其学期中ニ履修セシ学業ノ成績ヲ撿定スルモノトス

第十条　毎学期ノ終ニ於テ日課試業及学級試業ノ各学科目ノ評点ヲ計算シ以テ一学期評点ヲ定メ左表ノ定規ニ拠リテ生徒ヲ黜陟ス

学期総評点平均数		不合格ノ学科目数及其点数		判決
		学科目数	点数	
六十以上一百以下	一		四十以上六十未満	及第
六十以上一百以下	二			及第
六十以上一百以下	三	一科目	四十未満	落第
六十以上一百以下	三	二科目	四十未満	落第
六十以上一百以下	三	三科目	四十未満	落第
六十以上一百以下	三	四科目	四十未満	落第
六十以上一百以下	三	五科目	四十未満（ママ）	落第
六十以上一百以下	三	六科目	五十未満	及第
六十以上一百以下	二	一科目	五十以上四十未満	落第
六十以上一百以下	二	二科目	四十以上六十未満	及第
六十以上一百以下	一	三科目	四十未満	落第
五十以上六十未満	二以上	四科目	五十未満	落第
四十以上五十未満	一	五科目	五十未満	落第
四十以上五十未満	二以上	五科目	五十未満	退学
四十未満	一以上	六科目	四十未満	退学

第十一条　学期評点ヲ定ムルニハ先各学科目ニ就キ其学期中日課試業ノ評点ヲ合算シ得ル所ノ和ヲ日課試業ノ数ヲ以テ除シ之ヲ日課試業各学科目ノ平均点トシ更ニ之ニ学

級試業各学科目ノ評点ヲ加ヘ二除シヲ(ママ)各学科目ノ学期評点ヲ得之ヲ合算シ得ル所ノ和ヲ学科目ノ数ヲ以テ除シ学期総評点平均数ヲ得ルノ法トス

但各学科目ノ学期評点ハ之ヲ掲示シ且保証人ニ報知スヘシ

第十二条　日課試業ニ際シ全ク欠席シタル者ニハ其前回若クハ次回ノ日課試業ノ諸学科目評点平均数ノ五分ノ二ヲ与フヘシ尤欠席一二学科ニ止マル者ハ其学科目ノ評点ノミ此法ニ拠ルモノトス

第十三条　学級試業ニ欠席シタル者ト雖其学期中ニ得タル日課試業評点平均数六十以上ナルトキハ次学期ノ初ニ於テ特ニ其試業ヲ行フコトアルヘシ

第十四条　第十条ノ定規ニ拠リ元級ニ止メ或ハ退学ヲ諭スヘキ生徒モ担当教員其平素ノ品行端正ニシテ学問ニ篤志ナルカ若クハ病気等已ムヲ得サル事故アリテ勤学ヲ妨ケタル事実ヲ証明スルニ於テハ仮ニ進級或ハ在学ヲ許スコトアルヘシ

第十五条　学級試業合格ノ者ニハ第一号書式ノ証書ヲ授与シ其初等及高等中学科第一級ノ試業合格ノ者ニハ第二号書式ノ証書ヲ授与スルモノトス

第一号書式

証

印　校

初等
高等中学科第何級卒業候事

年月日　　大阪中学校長何誰印
番号

何誰
年月日生

第二号書式

証

印　校

初等
高等中学科卒業候事

年月日　　大阪中学校長何誰印
番号

何誰
年月日生

第五章　生徒心得

生徒タル者ハ謹慎戒懼心ヲ修身ニ一ニシ刻苦淬礪志ヲ学業ニ専ニシ道芸兼ネ研キ徳才共ニ備ヘ且身体ノ健康

ヲ保テ以テ完全ノ人タランコトヲ要スヘキモノトス故ニ居常左ノ件々ヲ服膺恪守スヘシ

第一条　忠孝ノ心ヲ存シ尊王愛国ノ志気ヲ持スヘキ事

第二条　長ヲ敬シ幼ヲ慈シ正直信義ヲ守リ親切寛恕ヲ旨トスヘキ事

第三条　廉恥ヲ励ミ節操ヲ磨キ苟モ軽躁浮薄ノ風アルヘカラサル事

第四条　礼譲ヲ重シ威儀ヲ正クシ苟モ粗暴傲慢ノ挙動アルヘカラサル事

第五条　言語ヲ慎ミ行事ニ敏クシ心志ヲ定メ操存ヲ固クシ苟モ失徳玷行アルヘカラサル事

第六条　凡テ師長ノ訓誨ニ恭順シ規則ノ旨趣ヲ謹守スヘキ事

第七条　事ヲ成スハ勉強ト耐忍トニアリ故ニ学校ニ在ルト家ニ居ルトヲ問ハス常ニ勤学修業ノ思念ヲ遺ルヘカラサル事

第八条　身体健康ナラサレハ精神活潑ナラス精神活潑ナラサレハ勤苦ノ事ニ任ヘ難シ故ニ常ニ意ヲ摂生ニ注キ起臥ヲ時ニシ飲食ヲ節ニシ運動ヲ適度ニシ身体衣服ヲ清潔ニシテ以テ体軀ノ康強気象ノ快活ナランコトヲ求ムヘキ事

第九条　猥ニ教場ニ出入シ或ハ擅ニ教場装置ノ書籍器械ヲ使用スヘカラサル事

第十条　上校中ハ常ニ袴ヲ着クヘキ事

第十一条　若シ課業ヲ欠クトキハ通学生徒ハ其欠席ノ事由ヲ記シ保証人連署シ遅クモ翌日午前迄ニ教場監事ヘ届出ヘク寄宿生徒ハ寄宿舎規則第十一条第一款ニ従ヒテ届出ツヘキ事

〔中略〕

第七章　奨学金規則

第一条　奨学金ハ高等中学科第四級以上ノ生徒ニシテ品行最端正学力最優等ノ者十五人ヲ限リ之ヲ給与ス

第二条　奨学金ノ額ハ一学期中一人ニ付金拾五円トシ毎月末会計掛ヨリ之ヲ給与スヘシ

第三条　奨学金ハ前学期学業ノ成績最優等ニシテ且平素ノ品行最端正ナル者ヲ選ヒ次ノ一学期中之ヲ給与スルモノトス

第四条　怠惰不品行或ハ規則ヲ犯ス等ノ者アルトキハ其事情ニヨリ直ニ給与ヲ止ム

第五条　願ニ依リテ退学スル者アルトキハ当日ヲ限リテ給与ヲ止ム

第六条　奨学金ヲ受クル者ハ左ノ書式ノ証書ヲ出スヘシ

証

此度奨学金御給与可被下旨難有致領承候然ル上ハ益学業ヲ勉メ品行ヲ慎ミ御主意ヲ遵奉可仕候此段相誓候也

年　月　日　　何等何級生何　誰　印

大阪中学校長何誰殿

前文何誰奨学金致拝受候ニ付テハ厚ク御主意ヲ遵奉可為致候此段申上候也

宿所

何府県族籍

何　誰　印

〔中略〕

第十章　寄宿舎規則

第一条　寄宿舎ヲ分チテ幼年舎、青年舎ノ二トス

第二条　幼年舎ニ入ルコトヲ許スノ生徒ハ特別ナル保護ヲ仰クヘキ者ニシテ年齢大約十五年以下ノ者トス

但幼年舎ノ生徒ハ寄宿舎取締ノ許可ナクシテ金銭ヲ所持スルコトヲ得ス

第三条　青年舎ニ入ルコトヲ許スノ生徒ハ年齢大約十五年以上ノ者トス

第四条　入舎セント欲スル者ハ左ノ書式ノ願書ヲ出スベシ

入舎願

私儀入舎仕度候ニ付御許可被下度此段願上候也

何等何級生

年　月　日　　何　誰　印

年月日生

大阪中学校長何誰殿

第五条　入舎ノ許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ノ証書ヲ出スヘシ

入舎証書（用紙証券界紙）

私儀今般入舎御許可相成候ニ付テハ殊ニ品行ヲ慎ミ御舎則堅ク可相守候此段相誓候也

何等何級生

年　月　日　　何　誰　印

年月日生

大阪中学校長何誰殿

前文何誰在舎中金員ノ弁償ハ勿論一切ノ事件私負担可仕候万一退舎又ハ下宿被命候節ハ私ニ於テ速ニ引取可申候乃証書如此候也

宿所

何府県族籍（戸主ナラサレハ誰子弟等）
何　誰　印
年月日生
同
同
何　誰　印
年月日生

第六条　寄宿舎ノ開閉ハ学年ノ始終ニ同シ
第七条　食料ハ一箇月大約金参円五拾銭トシ毎月会計掛ニ納付スヘシ
第八条　疾病事故ニテ帰郷シ又ハ下宿スル等続キテ六十日以上ニ及フ者ハ寄宿舎ノ名籍ヲ除ク
第九条　舎中ニ在リテハ居常左ノ件々ヲ服膺スヘシ
第一款　殊ニ言行ヲ正クシ摂生ニ注意シ何事ニ由ラス凡テ寄宿舎取締ノ指示ニ従フヘキ事
第二款　舎内ハ殊ニ規律厳正ナルヲ要ス故ニ晨起就褥喫飯浴湯及外出帰舎等時々掲示スル所ノ時限ヲ堅ク守ルヘキ事
第三款　舎内ハ最静粛ナルヲ要ス故ニ放歌吟詩奔走及高声ノ音読等凡テ他人ノ勤学ニ妨ケアル挙動ヲ為スヘカラサル事
第四款　身体ノ沐浴衣服ノ洗滌及室内ノ掃除ヲ怠ルコトナク専清潔ニ注意スヘキ事
第五款　猥褻ノ小説稗史ヲ閲覧シ又ハ囲碁等ノ遊戯ヲ為スヘカラサル事
第六款　居室ハ寄宿舎取締ノ定ムル所ニ従フヘキ事
第七款　幼年舎青年舎ノ者相往来スヘカラサルハ勿論同舎中ニ於テモ猥ニ他室ニ入ルヘカラサル事
第八款　就褥時限後ハ必灯火ヲ滅スヘシ若已ムヲ得サル事情アルトキハ寄宿舎取締ノ差図ヲ受クヘキ事
第九款　石炭油ハ火止ノ外之ヲ使用スヘカラサル事
但火止石炭油ハ舎内ニ於テ払渡ス所ノモノヲ用フヘク其代価ハ月末ニ至リ会計掛ニ納付スヘキ事
第十款　金銭衣服等ヲ貸借スヘカラサル事
第十一款　居室ニ於テハ湯水茶菓ノ外飲食スヘカラサル事
第十二款　小使部屋幷ニ賄所ニ立入リ又ハ私ニ小使ヲ使役スヘカラサル事
第十三款　各自ノ所有品ニハ必姓名ヲ記スヘキ事
第十四款　学校ノ器物ヲ毀損シ又ハ亡失スルコトアラハ速ニ寄宿舎取締ニ届出ツヘキ事

第十五款　来訪者ニハ応接所ニ於テ面会スヘキ事

第十条　外出下宿等ニ関シテハ左ノ件々ヲ守ルヘシ

第一款　外出ノ際ハ羽織若クハ袴ヲ着ケ殊ニ儀容ヲ端ク
シ挙止ヲ慎ムヘキ事

第二款　一課タリトモ病気ニテ欠席シタル者ハ当日外出
スヘカラサル事
但病症ニ由リ医員ノ差図アル者ハ此限ニアラス

第三款　外出スル者ハ親ラ寄宿舎取締詰所ニ至リ鑑札ヲ
受取リテ之ヲ門衛ニ交付シ帰舎ノ節復之ヲ同所ニ還納
スヘキ事

第四款　臨時ニ外出セント欲スル者ハ保証人若クハ父兄
等ヨリ其事由ヲ詳記シタル願書ヲ出シ寄宿舎取締ノ差
図ヲ受クヘキ事
但自宅近傍ノ出火父母ノ篤疾等ノ事変ニ際シ本款ノ
手続ヲ経ルコト能ハサルトキハ特ニ寄宿舎取締ノ許
可ヲ受ケテ外出シ保証人若クハ父兄等ヨリ其事実ヲ
証明シタル書面ヲ得テ帰舎スヘキ事

第五款　外出中急病ニ罹ルカ又ハ已ムヲ得サル事故ニテ
帰舎時限ニ後ルヽコトアルトキハ保証人ヨリ其事由ヲ
詳記シタル書面ヲ得テ帰舎スヘキ事

第六款　前両款ノ場合ニ於テ帰舎スルコト能ハサルトキ
ハ即夜就褥時限マテニ保証人ヨリ其事由及帰舎スヘキ
日、時ヲ詳記シテ届出ツヘシ万一其時限マテニ届出ツ
ルコト能ハサルトキハ遅クモ翌日午前ニ届出ツヘキ事

第七款　病気又ハ已ムヲ得サル事故ニテ帰郷シ又ハ下宿
セント欲スル者ハ保証人ヨリ其事由ヲ詳記シテ願出ツ
ヘク其期日ハ三十日ヲ越ユヘカラサル事
但期満チテ猶帰舎スルコト能ハサルトキハ更ニ追願
書ヲ出スヘキ事

第八款　帰郷下宿外泊等ノ者帰舎シタルトキハ直ニ寄宿
舎取締ニ届出ツヘキ事

第十一条　疾病ニ罹ル者ハ左ノ件々ヲ守ルヘシ

第一款　病気ニテ欠課スル者ハ医員ノ診断ヲ請ヒ寄宿舎
取締ニ届出ツヘキ事
但医員不在ノ時ハ直ニ寄宿舎取締ニ届出ツヘキ事

第二款　病気ノ者ハ医員ノ診断ニ依リテ病室ニ入ラシム
療養大約一週日ヲ経テ尚快愈ノ徴ナキ者ハ下宿セシム
ヘキ事
但伝染病又ハ劇症ニ罹ル者ハ速ニ下宿セシムルコト
アルヘシ

第三款　病軽クシテ病室ニ入ルニ至ラサルモ飲食起臥等
ノ定規ヲ履ムコト能ハサルトキハ寄宿舎取締ノ差図ヲ

受クヘキ事
第四款　薬価ハ月末ニ至リ会計掛ニ納付スヘキ事
第五款　来訪者アルニ際シ応接所ニ出ツルコト能ハサルトキハ寄宿舎取締ノ差図ヲ受クヘキ事
〔以下略〕

二〇　関西大学創立次弟概見

〔一八八五（明治一八）年〕〔九八〕

関西大学創立次弟概見[1]

大阪中学校ヲ改称シテ関西大学校トナサンニハ其施設執行スヘキノ事固ヨリ少カラス今先中ニ就キテ重要ナル案件ヲ挙ケハ第一校名改称ノ発令ナリ第二設校地所ノ相定ナリ第三建築工事ノ企図ナリ第四学科教則ノ撰定ナリ第五中学生徒ノ処分ナリ乃茲ニ逐件概要ヲ摘ミテ卑見ヲ陳述スルコト左ノ如シ

第一校名ノ改称ハ必ス本年七月十日以前ニ於テセサル可ラス何ソヤ七月十日ハ学期ノ末日ニシテ且本学年ノ尽頭ナリ故ニ啻ニ本学年ノ業課ヲ完了シテ校事関ヲ告クルノミナラス次学年ヨリノ去就方向ヲ定ムルモ亦皆此時ニ於テス此ヲ過キテ以往夏期休業中ハ生徒等散シテ四方ニ行クモノ多シ然ルニ改称ノ事ヲシテ生徒分散ノ後ニアラシメハ其迷惑狼狽奈何ソヤ而テ当校カ九月ヨリ執行スヘキノ事務亦大ニ不便ナルモノアラントス

第二設校地所ノ相定ハ本年中ニ於テセサル可ラス何ソヤ此相定ナキ時ハ校舎ノ規模結搆及方向位地并凡百ノ準備ヲ予定スルコト能ハスシテ随テ其新設ノ費額ヲ予算スルコト亦難シ是レ改称ニ亜キテ速定ヲ要スル所以ナリ

第三建築工事ハ十九年度ヨリ起手シ遅クモ廿一年度中ニハ竣功セサル可ラス何ソヤ本年九月ヨリ大学予科ノ教授ヲ始ムルトキハ二十年七月ニ於テ本科生一組ヲ得ルノ予図（第四案件ニ詳ナリ）ナルカ故ニ二十一年度即二十一年七月ニ於テハ又一組ヲ増シ合二組ノ本科生アルニ至リ為ニ外国教師ノ館舎及理学教場ノ粧置等漸ク完備ヲ要スルモノ少カラス是レ遅クモ二十一年度中ニハ竣功セサル可ラサル所以ナリ

第四学科教則ハ学校ノ骨子精神タル者ナレハ之ヲ撰フハ尤謹ヲ加ヘサル可ラスシテ又尤早ク定メサル可ラサルモノトス乃私ニ惟フニ関西大学校ニハ本科及予科ヲ置キ其本科ノ脩業年限ヲ四ケ年トシ一ケ年ヲ以テ

一学級ニ配シ其初一年ハ共ニ同シク高等ノ普通学科ヲ脩メシメ後三年ハ法理文三学科ノ中其一学科ヲ撰ミテ之ヲ専修セシムヘシ又予科ノ脩業年限ハ当分ノ中五ケ年(即五階級)トシ二十年九月ヨリハ其最下級ヲ廃シテ四ケ年トナシ二十二年九月ヨリハ更ニ其最下級ヲ廃シテ三ケ年トナスヘシ是他ナシ目今本地方ニ於テハ三ケ年若クハ四ケ年ナル大学予科ノ最下級ニ進ム迄ノ楷梯タルヘキ学校ナキカ故ニ一両年間ハ予科ノ年限ヲ永クシテ其最下級ノ程度ヲ卑クシ以テ入学ノ門路ヲ平易ニシ置キ年ヲ逐ヒテ漸々下級ヲ除却スルヲ便トスルノ事情アルト加之二十年九月ヨリ本科ニ入ルヘキ生徒アルヲ以テ此ト同時ニ予科ノ最下級ヲ廃スルトキハ其教場ナリ其教員ナリ之ヲ本科ニ転用スルヲ得テ経費上亦益スル所多カレハナリ此予科ノ課程ハ較和漢文ノ時間ヲ多クスルト独逸語ヲ交ヘサルトノ外都テ彼ノ東京大学予備門第二級以下ノ課程ト同一ナルモノニシテ則此本科第四級即第壱年生ハ彼ノ予備門第一級生ニ均シク此ノ本科卒業生ハ恰モ東京大学法理学第二級卒業生ト匹敵スヘキモノトス而テ教員ハ本科及予科ヲ通シテ専内国人ヲ須キ本科ニ於テハ特ニ欧米人弐人ヲ加ヘ之ヲシテ一ニ英語及英文学ヲ担当教授セシム抑予科ニ於テ早既ニ外国人ヲ須キス本科ニ至リテ始メテ之ヲ須キル所以ノ者他ナシ我本科ヲ脩ムルノ生徒ハ蓋遂ニ進テ東京大学等ニ入リ更ニ高尚ナル学科ヲ研究スルノ志望アルモノ多カラン然ルニ曾テ予科ニ於テ外国教員ニ親炙シタルコトアルモ本科ニ入リテ爾来久シク之ニ遠カルトキハ会談説話ノ力退歩シテ大ニ実地ノ便用ヲ欠クノ恐アレハナリ

第五従来在学ノ生徒ニシテ其校事ノ変革ニ遭フトキハ浮説百端人々疑懼為メニ方向ヲ誤ルモノ其例鮮シトセス故ニ蚤ニ及ヒテ予メ之カ計画ヲ為シ改称ノ令一タヒ発スルト同時ニ夫々区処ノ法ヲ開示シテ今後各自ノ目的ヲ定メシメサル可ラス幸ニ今当校高等中学科生徒ハ其数僅少ナルカ故ニ之ヲ挙ケテ東京大学予備門ニ転学セシメ此他初等中学科生徒ニシテ当校ニ留学ヲ望ム者ハ更ニ英語科ノ力ヲ撿シ関西大学予科第二級以下ニ入学セシメント欲スルナリ此クノ如クスルトキハ本年九月ニ於テ既ニ予科第二級生同第三級第四級第五級各若干組ヲ得十九年九月ニ於テハ各級皆昇進シテ其最ナル者ハ第一級ニ達シ二十年九月ニハ又進ミテ其最ナル者ハ予科ヲ卒業シテ斯ニ本科一

組ヲ得二十一年九月ニハ又更ニ一組ノ予科卒業者ヲ得テ合セテ二組ノ本科生徒ヲ得ヘキノ予図ハ蓋敢テ過ラサルヘキヲ信スルナリ

第(2)一　学校改置ノ事ヲ示達スルハ該考案ノ通ニテ異議ナシ尤其名称ハ関西高等学校トナスヲ可トスベシ

第二　校地ノ事ハ将来施設上ノ都合アルヘキニ因リ可成速ニ之ヲ相定シ置ク方可ナルベシ尤該校地ハ大阪府内ニシテ市区ヲ距ルコト概ネ一二里ノ所ニ於テ相定スルニ若カサルベシ蓋シ該府ハ関西ノ最大輻湊地ニシテ四国中国九州等ヨリノ交通盛ナルノミナラス往年諸藩倉屋敷ノ設ケモアリシ所ニシテ各地方トノ関係甚タ親密ナルヲ以テ子弟ノ茲ニ来リテ修学スルハ頗ル便ナル所アリ且将来医学科ヲ設クル場合ニ於テハ該生徒ノ研究病院ノ設置等必ス如此キ輻湊ノ地ニ於テスルヲ便トスベク其他法学生徒ノ裁判所ニ出入スル等ノ便ヲ慮モ亦該学校ハ此地ニ設置スルヲ可トスベシ而シテ校舎ノ新築成ルトキハ現在ノ中学校舎ハ支校又ハ病院等ニ充用シテ可ナルベシ

第三　建築ノ事ハ校地ノ相定ニ次テ可成速ニ決定着手スルニ若カサルベシト雖モ是レ其設置スベキ学科ノ多寡及其設置ノ遅速ニモ関スベシ而シテ其設置スベキ学科ハ漸次多数ナランコトヲ要スベシト雖モ其設施ノ難易経費ノ給否等ヲ慮ルニ当初ニ於テハ先ツ現今ノ中学釐正シ予備科タルニ適セシムルコトヲ務メ其本科ハ姑ク方今殊ニ緊要ナルノ学科二三科ノ設置ニ止メテ可ナルベシ蓋シ方今施設ヲ要スベキ専門学ハ其科固ヨリ鮮カラスト雖モ就中理学ヲ振起シ諸般実業ノ基本ヲ開興スルハ殊ニ方今ノ緊要事ナリ且大阪中学校ハ旧舎密局等ヲ継承セルモノニシテ当初既ニ理学ノ教育場タリシノミナラス近年一旦専門学校トナリシトキモ理医二学科ヲ設ケタルモノニシテ自ラ理科ニ係ル教授上ノ準備等ハ既ニ多少具ル所アルカ如シ従テ今之ヲ高等学校ニ改更シ其本科ヲ置カントセハ右理科ニ係ル学科ノ如キハ稍施設シ易キ所アルベシ故ニ其本科ハ先ツ物理学化学数学ノ如キ理科ニ係ル学科二三科ヲ設置スルコト、シ其他ノ学科ニ至テハ当ニ漸ヲ以テ之レカ施設ヲ計画スルニ若カサルベシ果シテ然ラハ其間ハ現在ノ場地ニ於テ施設スルモ敢テ甚シキ妨ケナカルベキニ由リ建築着手竣功ノ期限等ハ宜ク別議ニ付シ此際一時ニ決定セサルモノ可ナルベシ

第四　学科教則ノ事ハ既ニ前項ニ述ベタルカ如ク当初ニ在テハ先ツ現在ノ中学科ヲ釐正シテ予備科タルニ適セシムルコトヲ務メ其本科ハ姑ク方今殊ニ緊要ナルノ学科ニシテ且稍施設シ易キモノ二三科ノ設置ニ止メテ可ナルベシ而シテ其予備科ニハ東京大学入学志願ノ者モ亦入学スルコトヲ許シ該予備科ヲ卒リタル者ハ該大学予備門第一級ニ転入スルヲ得セシムルコト、ナシテ可ナルベシ而シテ教員中欧米人ヲ須ヒテ英語及英文学ヲ教授セシメントスルハ固ヨリ可ナリト雖モ既ニ右英語及英文学ヲ教授シテ東京大学トノ連絡宜キヲ得セシメントセハ独リ本科ニ於テ始テ然カスルノミナラス予備科ニ於テモ亦然カセサルベカラストスルナリ

第五　異議ナシ

右ノ如クナレハ其費用モ当分格別多額ヲ要セサルベシ尤其詳細ノ予算ハ本案ノ大体決定ノ上ニテ調査スベシ

〔注〕(1)欄外に「大阪中学校意見」との異筆書き込みあり。
(2)欄外に「文部一局見込」との異筆書き込みあり。

二一　大坂中学校を大学分校に改称*　〔二六〕

一八八五(明治一八)年七月一三日

第弐号

当省所轄大坂中学校ノ儀自今其組織ヲ改メ大学分校ト称シ候条此旨告示候事

明治十八年七月十三日　　文部卿伯爵大木喬任

二二　規則(抄)〔大学分校〕　〔四五〕

一八八五(明治一八)年一二月

規則

第一章　総則

第一条　大学分校ハ文部省ノ直轄ニシテ其建在地ハ当分大阪城西馬場トス

第二条　教科ハ本科及之ニ進ムノ予備科トス

但本科ハ現今理学及文学ノ二科ヲ置キ漸次他ノ学科ヲ増設スヘシ

第三条　修業期限ハ本科ヲ三ケ年予備科ヲ一ケ年通計四ケ年トス

但予備科ハ当分二ケ年ヲ加ヘテ三ケ年トス且従前入校ノ生徒ニシテ直ニ予備科ニ編入シ難キ者ハ編入ノ期マ

テ姑ク別課予備生トシテ在学セシム

第四条　本科ヲ修ムル者ヲ学生予備科ヲ修ムル者ヲ生徒ト称ス其資格左ノ如シ

㈠男子ニシテ天然痘又ハ種痘ヲ了ヘ品行方正身体健康ノ者

㈡生徒ハ年齢満十四歳以上学生ハ年齢満十七歳以上ニシテ入学試撿ニ及第シタル者

第五条　学生生徒ニハ二人ノ保証人ヲ要ス其資格ハ丁年以上ノ男子ニシテ能ク保証ノ任ニ堪フル者トシ且其一人ハ大阪市街又ハ接近郡村ニ居住ノ者トス

第二章　学科課程

第一条　本科学科課程(現今取調中ナルヲ以テ暫ク闕如ス)

第二条　予備科ノ学科目ハ脩身、和漢文、英語、数学、地理、歴史、生理健全、博物、物理、化学、記簿、図画及体操トス其課程左ノ表ノ如シ

〔中略〕

第三章　学年、学期、授業時間、休日

第一条　九月十一日ニ起リ翌年九月十日ニ止ムノ一週年ヲ以テ学年ト定メ之ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期九月十一日ニ起リ翌年一月七日ニ止ムノ一百十九日間内冬期休業十四ケ日ヲ除キテ一百五日間

第二学期一月八日ニ起リ四月七日ニ止ムノ凡九十日間

第三学期四月八日ニ起リ九月十日ニ止ムノ一百五十六日間内夏期休業六十二ケ日ヲ除キテ九十四日間

第二条　授業時間ハ毎週三十四時間以内トス

第三条　休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一日曜日

一秋季皇霊祭　秋分日

一神嘗祭　十月十七日

一天長節　十一月三日

一新嘗祭　十一月廿三日

一冬期休業　十二月廿五日ニ起リ翌年一月七日ニ止ム

一孝明天皇祭　一月三十日

一紀元節　二月十一日

一春季皇霊祭　春分日

一神武天皇祭　四月三日

一夏期休業　七月十一日ニ起リ九月十日ニ止ム

第四章　入学、退学及入学試撿

第一条　学生生徒募集ハ毎学年初一回即九月ニ於テス

但時宜ニ由リ臨時ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第二条　予備科第二級ノ入学試験ハ左ノ各科目トス

一和漢文　読書、仮名交リ作文

一数学　算術、代数初歩

一歴史　日本歴史、支那歴史

一地理　日本地理、万国地理

一英語　読方、訳読、文法、作文

第三条　予備科第二第一級ノ入学試験ハ其級ニ入ルニ必要ナル諸科目トス

第四条　試験ノ評点数ハ各科目各一百ヲ最優トシ諸科目評点平均数六十以上ヲ得ル者ヲ及第トシ若シ一科目ニテモ其評点数三十ニ満タサル者アルトキハ落第トス

第五条　曾テ当校ノ学生生徒タリシ者一旦退学ノ後更ニ入学ヲ請フコトアルトキハ直ニ之ヲ許スコトアルヘシ

第六条　凡テ入学セント欲スル者ハ入学願書及履歴書ヲ出スヘシ其書式左ノ如シ

入学願書

私儀御校何科第何級ニ御試験ヲ経テ入学仕度履歴書相添此段相願候也

大阪府下宿所

何府県族籍（戸主ナラサレハ某子弟等）

住所番地

某姓某名印

年月日　年月生

大学分校長某姓某名殿

履歴書

学業

一年月日何地公官私立何学校ニ入リ又ハ某姓名ニ就キ何学科起業爾来幾年間修業其卒業セシ階級用書何々

賞罰

一年月日何所ニ於テ何事ニ付賞ヲ受ケ若クハ罰ヲ蒙ムル等

右之通有之候也

何府県族籍（戸主ナラサレハ某子弟等）

年月日　某姓某名印

年月生

第七条　入学ノ允許ヲ得タル者ハ二名ノ保証人ト連署シ左式ノ在学証書ヲ出スヘシ

但入学者又ハ保証人転居改印等ヲ為スコトアルトキハ速ニ其旨ヲ届出ツヘシ

在学証書（用紙美濃紙ニ証券印紙貼用）

私儀這回御允許ヲ得テ入学候間御規則等固ク相守リ勤学スヘキ事ヲ証約仕候也

大阪府下宿所（通学学生生徒ニ限ル）
何府県族籍（戸主ナラサレハ某子弟等）
住所番地　某姓某名印
年月日　年月生

大学分校長某姓某名殿

前文某姓某名在学中同人ニ係ル事件ハ都テ私ニ於テ負担スヘキ事ヲ保証仕候也

大阪府下宿所
何府県族籍住所番地
保証人　某姓某名印
年月生
何府県族籍住所番地
保証人　某姓某名印
年月生

第八条　死去若クハ転住及其他ノ故ヲ以テ保証人ヲ変改スルコトアルトキハ入学者ハ第一章第五条ニ拠リ前条ノ保証書ヲ改メ作リ且保証人姓名ノ上頭ニ改作ノ年月日ヲ加記シテ速ニ差出スヘシ

第九条　学生生徒已ヲ得サル事故ニ由リ退学セント欲スルトキハ其事由ヲ詳記シ二名ノ保証人ト連署シテ之ヲ願出ツヘシ

第五章　試業規則

第一条　試業ヲ分チテ左ノ三種トス

(一)　月次試業
(二)　学期試業
(三)　学年試業

第二条　凡試業ノ成績ハ点数ヲ以テ優劣ヲ評決ス其評点ハ各科目一百ヲ定点トシ六十以上ヲ合格点トス

第三条　学年試業ニ欠課スルカ若クハ合格セサルモノハ其再試業ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

但担当教員ニ於テ其学生生徒平素ノ品行方正ニシテ学問ニ篤志ナルカ又ハ病気等已ムヲ得サル事故アリタルニ由ルノ実況ヲ証明スルニ於テハ仮ニ進級セシメ次学年ノ初ニ於テ特ニ試業ヲ行フコトアルヘシ

第四条　月次試業ハ凡四週間毎ニ之ヲ行ヒ其週中ニ履修シ

タル学業ヲ撿査スルモノトシ其成績ト日課ノ優劣勤惰等トヲ参酌シテ月次評点ヲ定ムルモノトス

第五条　学期試業ハ第一及第二学期ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其期中ニ履脩シタル学業ヲ撿査スルモノトシ其成績ト該学期中月次評点トヲ合算シテ学期評点ヲ定メ以テ同級学生生徒ノ席次ヲ定ムルモノトス

第六条　学年試業ハ学年ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其学年中ニ履修シタル学業ヲ撿査スルモノトシ其成績ト該学年中学期評点トヲ合算シテ学年評点ヲ定メ以テ学生生徒ノ及第落第ヲ決スルモノトス

但学年評点ハ之ヲ合算シテ卒業期ノ評点ヲ定ムルモノトス

第七条　月次学期学年等ノ評点ハ都テ之ヲ校内ニ掲示スヘシ

第八条　予備科第一級卒業ノ者ニハ左第一号書式ノ証書ヲ授与シ其他ノ階級ヲ卒業シタル者ニハ第二号書式ノ証書ヲ授与ス

第一号書式

証

何府県族籍
某姓某名
年月生
印校
当校予備科卒業ヲ徴証スル者也
年月日
大学分校長某姓某名印
番号

第二号書式

証

何府県族籍
某姓某名
年月生
印校
当校予備科第何級卒業ヲ徴証ス
年月日
大学分校長某姓某名印
番号

第九条　本科第一級卒業ノ者ニハ左第一号書式ノ証状ヲ授与シ其他ノ階級ヲ卒業シタル者ニハ第二号書式ノ証状ヲ授与ス

〔此条ノ書式ハ現今取調中ナルヲ以テ暫ク闕如ス〕

〔以下略〕

二　第三高等中学校・第三高等学校

（一）　第三高等中学校

［制度・組織］

一　学校名称並ニ所属変換〔抄〕　〔二〕

一八八六（明治一九）年五月一日

学校名称並ニ所属変換

文部省ニ於テハ去月二十九日東京師範学校ヲ高等師範学校トシ同校附属体操伝習所ヲ廃シテ更ニ体操専修科ヲ置キ東京職工学校ヲ帝国大学ノ附属トシ東京大学予備門ヲ第一高等中学校、大学分校ヲ第三高等中学校トナシタリ〔中略〕

（文部省報告）

二　規則〔抄〕〔第三高等中学校〕　〔四六〕

一八八七（明治二〇）年四月一日

本校規則

第一章　総則

第一条　第三高等中学校ハ文部省ノ所轄ニシテ中学校令ニ基キ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス所トス

第二条　教科ハ本科及其予科トス

但従来在学ノ生徒ニシテ直ニ予科ニ編入シ難キ者ハ編入ノ期マテ姑ク別課予科生トシテ在学セシム

第三条　修業期限ハ本科二年予科三年通計五箇年トス

第四条　当校ノ生徒タルコトヲ得ル者ハ予科ハ満十四歳本科ハ満十七歳以上ノ男子ニシテ天然痘又ハ種痘ヲ了ヘ品行方正身体健康ノ者タルヘシ

第五条　生徒ニハ二人ノ保証人ヲ要ス其資格ハ丁年以上ノ男子ニシテ能ク保証ノ任ニ堪フル者トシ且其一人ハ必大阪市街又ハ接近郡村居住ノ者タルヘシ

第二章　学科課程

第一条　本科ノ学科目ハ国語、漢文、英語、独語、羅甸語、地理、歴史、数学、動物、植物、地質、鉱物、物理、化学、天文、理財学、哲学、図画、力学、測量、体操トス

（課程ハ取調中ニ付闕ク）

第二条　予科ノ学科目ハ倫理、国語、漢文、英語、独語、地理、歴史、数学、博物、物理、化学、図画、体操トス

其課程表ハ左ノ如シ

〔中略〕

第三章　学年、学期、授業時間、休業日

第一条　学年ハ九月十一日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル之ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期　九月十一日ニ始リ二月十五日ニ終ル

後学期　二月十六日ニ始リ九月十日ニ終ル

第二条　授業時間ハ毎週予科ハ大凡二十八時間本科ハ二十三時間以上三十時間以下トス

第三条　休業日ハ左ノ如シ

一　日曜日

一　秋季皇霊祭　秋分日

一　神嘗祭　十月十七日

一　天長節　十一月三日

一　新嘗祭　十一月廿三日

一　冬期休業　十二月廿五日ニ始リ一月七日ニ終ル

一　孝明天皇祭　一月三十日

一　紀元節　二月十一日

一　春季皇霊祭　春分日

一　神武天皇祭　四月三日

一　夏期休業　七月十一日ニ始リ九月十日ニ終ル

第四章　入学、退学、入学試験

第一条　生徒募集ハ毎年一回九月ニ於テス

但時宜ニ由リ臨時ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第二条　予科第三級ノ入学試験科目ハ左ノ如シ

但其他各級ノ入学試験ハ其級ニ入ルニ必要ナル諸科目ヲ以テス

一国語及漢文　講読、漢字交リ作文

一英語　読方、訳解、書取、作文

一地理　日本地理、万国地理

一歴史　日本歴史、万国歴史

一数学　算術、代数及幾何初歩

第三条　試験ノ評点数ハ各科目各一百ヲ最高点トシ諸科目評点平均数六十以上ヲ得ル者ヲ及第トシ若一科目ニテモ其評点数三十ニ満タサル者アルトキハ落第トス

第四条　曾テ当校ノ生徒タリシ者一旦退学ノ後更ニ入学ヲ請フコトアルトキハ無試験ニテ之ヲ許スコトアルヘシ

第五条　凡テ入学セント欲スル者ハ入学願書及履歴書ヲ出スヘシ其書式左ノ如シ

入学願書

私儀御校何科第何級ニ御試験ヲ経テ入学仕度履歴書相添此段相願候也

大阪府下宿所
何府県族籍（戸主又ハ誰子弟等）
住所番地
氏　名　印
年月日
年　月　日生

第三高等中学校長氏名殿

履歴書

学業

一年月日何地公官私立何学校ニ入リ又ハ何某ニ就キ何学科起業爾来幾年間修業其卒業セシ階級用書何々

賞罰

一年月日何所ニ於テ何事ニ付賞ヲ受ケ若クハ罰ヲ蒙ル等

右之通有之候也

何府県族籍（戸主又ハ誰子弟等）
氏　名　印
年　月　日生
年月日

第六条　入学ノ允許ヲ得タル者ハ二名ノ保証人ト連署シ左式ノ在学証書ヲ出スヘシ

但入学者又ハ保証人転居改印等ヲ為スコトアルトキハ速ニ其旨ヲ届出ツヘシ

在学証書（用紙美濃紙ニ証券印紙貼用）

私儀今般御允許ヲ得テ入学候就テハ御規則等固ク相守リ勤学スヘキ事ヲ誓約仕候也

大阪府下宿所（通学生徒ニ限ル）
何府県族籍（戸主又ハ誰子弟等）
住所番地
氏　名　印
年月日
年　月　日生

第三高等中学校長氏名殿

前文氏名在学中同人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ負担シ決シテ御校ニ対シ義務相欠キ候様ノ事致間敷候依テ此段保証仕候也

大阪府下宿所
何府県族籍住所番地
保証人　氏　名　印
年　月　日生
何府県族籍住所番地
保証人　氏　名　印
年　月　日生

第七条　死去若クハ転住及其他ノ故ヲ以テ保証人ヲ変改スルコトアルトキハ第一章第五条ニ拠リ前条ノ保証書ヲ改メ作リ速ニ差出スヘシ

但大阪市街又ハ接近郡村ニ居住ノ保証人ニシテ旅行セント欲スルトキハ相当ノ代理人ヲ立テ其人名宿所族籍等ヲ記シテ届出ツヘシ

第八条　生徒已ムヲ得サル事故ニ由リ退学セント欲スルトキハ其事由ヲ詳記シ保証人二名ト連署シテ之ヲ願出ツヘシ

第五章　試業、卒業証書

第一条　試業ヲ分チテ左ノ三種トス

一臨時試業

二学期試業

三学年試業

第二条　臨時試業ハ毎学期中二回之ヲ行ヒ其間ニ履修シタル学業ヲ撿査スル者トシ其成績ト日課ノ優劣勤惰等ヲ参酌シテ評点ヲ定ムル者トス

第三条　学期試業ハ前学期ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其学期中ニ履修シタル学業ヲ撿査スル者トシ其成績ト該学期中ノ臨時試業評点トヲ合算シテ学期評点ヲ定メ以テ同級生徒ノ席次ヲ定ムル者トス

第四条　学年試業ハ学年ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其学年中ニ履修シタル学業ヲ撿査スル者トシ其成績ト該学年臨時及学期試業評点トヲ合算シテ学年評点ヲ定メ以テ生徒ノ及第落第ヲ決スル者トス

但学科ノ授業前学期ニ完了スル者ハ学期試業ヲ以テ学年試業ニ充ツル者トス

第五条　卒業期ノ評点ハ学年評点ヲ合算シテ之ヲ定ムル者トス

第六条　凡試業ノ成績ハ点数ヲ以テ優劣ヲ評決ス其評点ハ各科目一百ヲ最高点トシ六十以上ヲ合格点トス

但評点ハ都テ之ヲ校内ニ掲示スル者トス

第七条　学年試業ニ欠課スルカ若クハ合格セサル者ハ更ニ其試業ヲ受クルコトヲ得サル者トス

但担当教員ニ於テ其生徒平素ノ品行方正ニシテ学問ニ篤志ナルカ又ハ病気等已ムヲ得サル事故アリタルニ由ルノ実況ヲ証明スルニ於テハ次学年ノ初ニ於テ特ニ試業ヲ行ヒ進級セシムルコトアルヘシ

第八条　予科第一級卒業ノ者ニハ左ノ第一号書式ノ証書ヲ授与シ其他ノ階級ヲ卒業シタル者ニハ第二号書式ノ証書ヲ授与ス

第一号書式

証

何府県族籍
氏　名
年　月　生

校印

当校予科卒業候也

年　月　日

第三高等中学校長勲位氏名印

番　号

第二号書式

証

何府県族籍
氏　名
年　月　生

校印

当校予科第何級卒業候也

年　月　日

第三高等中学校長勲位氏名印

番　号

第九条　本科第一級卒業ノ者ニハ左ノ第一号書式ノ証状ヲ授与シ其他ノ級ヲ卒業シタル者ニハ第二号書式ノ証状ヲ授与ス（書式ハ取調中ニ付闕ク）

〔以下略〕

三　法科分科創設之件上申

一八八八（明治二一）年一二月一日　〔一〇〇〕

法科分科創設之件上申

当校ニ法科分科ヲ創設セラレ度旨ハ既ニ昨年十二月高等中学校長会議ニ於テ議決之上上申致置キタル次第ニ候処其后該件ニ関シ反復熟考スルニ今日世上ノ景況法律専門者ノ需要ハ日ニ益多キヲ加ヘ上ハ司法行政ニ関スル官吏ヲ始メトシ下ハ訴訟代言等ニ従事スル職業者ニ至ル迄一モ法律ニ通暁スル者ヲ要セサルナク従テ該科ノ修業ニ志ス者日ニ月ニ増加シ又之レカ教授ヲナストコロノ学校モ陸続興起ノ勢ア

リ然ルニ其学校ノ実際ヲ顧レハ概ネ不完全ニシテ法学校ノ資格ヲ具ヘタル者幾ト希ナリ東京ノ如キハ法科大学ノ外法学ヲ専授スル数箇ノ私立学校アリテ中ニハ稍望ヲ属スルニ足ル者アリト雖京摂地方ニ至リテハ従来未タ一ノ法律学校アルヲ見ス近日ニ至リ漸ク其欠乏ヲ感シ法学校設立ノ必要ヲ説ク者アリテ既ニ一二私設セシ者ナキニ非スト雖細ニ其実況ヲ察スレバ規模未タ完カラス教則未タ具ハラズ且其教員等モ率ネ身ニ官守アルカ又ハ職業アル者相謀リ公私繁務ノ余暇ヲ以テ教務ニ従事スル者ナレハ授業上ニ於テモ自然欠点多キヲ免レズ之ヲ要スルニ目前ノ急需ニ応スル一時仮設ノ者タルニ過キズシテ到底隆盛ヲ他日ニ期スルコト能ハサルナリ抑資本薄乏教則疎漏ニシテ興廃常ナラス盛衰定ナキハ今日私立学校ノ通患ニシテ畢竟時勢ノ然ラシムル所如何トモスベカラサルモノナレバ之レヲ自然ノ発生ニ放任シテ其完備ヲ望ムハ幾ト河清ヲ待ツト同日ノ談ナルヘク到底官立ノ学校ニ法科ヲ設ケ法学者養成ノ労ヲ取ルニ非レバ完全ノ人材ヲ育成シテ世間ノ需要ニ応スルコト能ハサルベシ勅令第十五号中学校令第三条ノ精神モ畢竟此ニ外ナラサルベシ是レ小官当校ニ法科分科ノ創設ヲ熱望スル所以ナリ蓋当第三高等中学校ハ其位置関西ノ要地ヲ占メ制度已ニ備ハリ基礎略ホ定マリ漸次其規模ヲ拡張セント欲スルモノナレバ今日ニ於テ法科分科ヲ設クルハ最其位置ニ適シ最時機ニ応スルモノニシテ経費ノ如キモ亦甚多額ヲ要セズシテ実効ヲ奏スルコトヲ得ベク実ニ一挙両得ノ策ト謂フベシ尤工文理等ノ諸分科ノ創設モ必要ナラサルニ非レトモ目今法科ノ必需緊要ナルニ比スレバ聊緩急ナキニアラズ且当校経費ノ許サヾルトコロアレバ此等ノ設立ハ姑ク他日ヲ期シ先以テ法学ノ一科ヲ創設シ尋常中学校ノ課程ヲ卒ヘタル者若クハ之ト同等ノ学力アル者ヲ入学セシメ其修業期限ハ三箇年ト定メ度其費用等ハ未タ精細ノ調査ヲ遂ゲズ候得共大凡三千円ヲ要ス可クト存候右ハ商議委員会議ニ付シ議決之上具申候也

明治廿一年十二月一日

第三高等中学校長折田彦市

文部大臣子爵森有禮殿

四　薬学科附設之儀伺

一八八九(明治二二)年一二月一七日　〔一〇二〕

案

薬学科附設之儀伺

本年三月省令第二号ヲ以テ高等中学校医学部ニ薬学科附設

之件追加セラレ候付テハ当校医学部ニ於テハ概ネ別記ノ旨趣ニ依リ来廿三年四月ヨリ該学科ヲ附設致度尤卒業年限幷ニ学科程度等ハ省令第二号之通リ施行致度此段相伺候也

年月日　　学校長氏名

文部大臣爵氏名宛

記

一薬学科生徒ノ定員ハ百名トスル事

一薬学科生徒授業料ハ壱学年金拾五円ト定ムル事

一薬学科教員ハ医学部教諭弐名同助教諭三名病院薬局員一二名ヲ以テ担当セシムルコト

一薬学科ノ教場ハ医学部教場ヲ適宜仮用スルコト

一授業用器械薬品等ハ医学部経費ノ内ヲ以テ支弁スルコト

右

［京都への移転］

五　高等中学校ノ設置区域

〔一〕　文部省告示第三号　一八八六（明治一九）年一一月三〇日

文部省告示第三号

勅令第十五号中学校令第四条ニ基キ高等中学校ノ設置区域ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年十一月三十日　　文部大臣森有禮

高等中学校ノ設置区域

第一条　高等中学校ノ設置区域左ノ如シ

第一区

東京府　神奈川県　埼玉県　千葉県　茨城県
群馬県　栃木県　愛知県　静岡県　山梨県
長野県

第二区

宮城県　福島県　岩手県　青森県　山形県
秋田県

第三区

京都府　大阪府　兵庫県　三重県　滋賀県
岐阜県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県

山口県　和歌山県　徳島県　愛媛県　高知県

第四区

新潟県　福井県　石川県　富山県

第五区

長崎県　福岡県　大分県　佐賀県　熊本県

宮崎県　鹿児島県

第二条　高等中学校ノ位置第一区ハ東京第三区ハ京都第四区ハ金沢トシ第二区第五区ハ追テ之ヲ定ム

六　高等中学校敷地

一八八七(明治二〇)年一月四日　[二九]

高等中学校敷地

今度京都府下に高等中学校を設置せらるゝことになりしを以て同校敷地の撿分として客月廿七八の両日文部大臣(森有礼)京□□□□□の敷地を巡回□りし地所□□□□は葛野郡谷口村の内御室仁和寺の東花園□□寺の西に□る地第二は愛宕郡紫竹大門村の内大徳禅寺の南船岡山建勲神社の北の地第三は愛宕郡吉田村の内吉田山神楽岡の西旧尾州藩邸地の三ケ所にして此内何れを以て適当の地とせらるゝ哉は未だ大臣の胸中にありて他見の知り得べからずと雖もその節大臣以下撿地官の談話を伝聞するに何れも高燥幽清の地にて学校には適当の地所なれども大徳寺舟岡山の辺りの水質は充分純良と云ふにあらず谷口村の辺りは舟岡山の辺りよりも水質悪しまた吉田山の辺りは水質純良なるうへ東の方の吉田山を除くの外三方は皆田野にして遥か西に鴨川をひかへ北には百万遍知恩寺ありて至極の清地にて白川村其他各村の農夫等及び牛馬ノ通行すりの(ママ)み此地は学業中眼に耳に障害あることなければ右の三地中多分吉田村の地を可とせらるゝ哉の説ありとといふ

七　移転御届

一八八九(明治二二)年八月二日　[一〇〇]

案

移転御届

過般経伺之通昨一日京都新築校舎へ移転致候此段御届仕候也

年　月　日

第三高等中学校長氏名

文部大臣宛

追テ職員赴任之儀モ夫々取計候ニ付此段併テ御届仕候也

八　開校式並に卒業証書授与式

一八八九（明治二二）年九月一三日　［一〇二］

開校式並に卒業証書授与式

昨日の本紙欄外に略報せし第三高等中学校に於ける開校式並に卒業生徒証書授与式は生憎早天より大雨盆を覆へすの勢あるのみか強風さへ吹き添へたるを以て緑門（アーチ）紅灯其他種々装飾の準備も全く水泡に帰し最と遺憾に思はれしかども来賓は強雨を衝て参集し予て同校の二階に設けありし各扣席に就き待間程なく午后二時点鐘と共に一同式場（雨天体操場）に臨みたり其重立ちたる人々は山階晃親王。榎本文部大臣（武揚）。東西本願寺両門跡（大谷光勝・大谷光尊）。永井文部大臣秘書官（久一郎）。山口文部三等技師（半六）。久保田同会計局長（鼎）。京都府知事。尾越同府書記官（蕃輔）。中井滋賀県知事（弘）。酒井徳島県知事（明）。村上広島県書記官（義雄）。長谷川岐阜県書記官。尾越兵庫県書記官。兒玉大坂控訴院長（児島惟謙）。富永京都始審裁判所長（冬樹）。曾根同裁判所上席撿事（研整）。大島大坂始審裁判所長（厳）。岩重同裁判所上席撿事。飯倉大隊区司令長官（裕）。久万大林区署長。下田京都郵便電信局長（彦市）。折田第三高等中学校長。松井同校教頭（直吉）を初めとし京都府会議員。同市参事会員。同市会議員。新聞記者等無慮二百余名なりしが席既に定まりて軍楽隊の奏楽同校生徒の唱歌あり山口技師は同校新築工事落成の報告をなし松井教頭は卒業生徒学業の来歴を述べ次に折田校長は卒業生東京府華族烏丸光臣氏外九名へ各々証書を授与し（此際軍楽隊奏楽）且つ生徒奨励の演説をなし卒業生徒総代烏丸氏は之が答辞を述べ次に榎本文部大臣。北垣京都府知事（国道）。及び田中京都府会議長（源太郎）の祝辞演説等あり此れにて祝炮一発と共に式を了り各来賓は随意に校内を縦覧し控室に於て立食の饗応を受けたり（此間軍楽隊奏楽）猶当日は余興の為め数十発の烟火を打揚ぐる筈なりしが風雨の為め順延となりたり今榎本文部大臣の祝詞を左に掲載せん

親王殿下及臨場諸君本校は明治二十年七月を以て建築に着手し僅かに二星霜を経て竣工を告げ本日を以て正しく開校の式を挙ぐるに至り親王殿下を始め諸君の臨場を辱ふす本大臣乏を文部に承くるを以て今日の盛式に際遇するを得たるは欣喜に堪へざる所なり抑も高等中学校は単に少年の子弟に必須の学科を授くるのみならず善良の性質と高尚の気風とを養成し併せて体格の健康をも増進せしめ他日更に高等の学術を修むる者と直に実業に就く者

とを問はず共に其立身の地歩をして安全鞏固ならしむるを以て目的とす是故に本校を設置するに当り前任大臣森子を始め本校設立に鞅掌せし諸子が首として意を此に注ぎ殊更に本校を本府に撰定せしむるは其見る所洵に当を得たりと謂ふべし何となれば京都は千有余年の旧都にして学芸文華の淵源たり其偉徳流風今猶存するもの多く加ふるに山水明媚の霊境なれば本校に入るの生徒は校長並に教員の薫陶奨励により其気風は山と高を競ひ其徳操は水と清きを較べ純粋の日本男児を養成し得べきの望あればなり将又本大臣は本校の建築に関し地方官の尽力と府会議員及び有志者の厚意を深く謝せざる可らず兼て又主務局長及技術官等拮据黽勉の労を慰せざる可らず本校は既に適当の地を得たり校長教員亦各其人あり本大臣憾む所なし独り憾らくは本校設置の首唱者にして殊に職務に熱心なりし前任大臣森有禮子が今日の盛典と後来の結果如何を見るに及ばずして早已に故人の籍に入りしことを茲に本日斯盛典を挙ぐるに際し辱なくも我　至仁なる天皇陛下を始め皇族の慶福無疆を祝し奉り併せて京都府の弥益繁栄に赴くを祈る

文部大臣海軍中将従二位勲一等　　榎本　武揚

九　文部大臣上奏文

〔一〇三〕

一八九〇(明治二三)年四月八日

文部大臣上奏文

維明治二十有三年四月八日我叡聖文武ナル　天皇陛下(睦仁)親シク此ノ第三高等中学校ニ臨御アラセ給フ本校ノ光栄何ヲ以テ之ニ加ヘン抑京都ハ延暦尊鼎ノ地ニシテ蜻洲腹心ノ会タリ加ルニ地気清淑山水秀明能ク学生ノ稟性ヲ陶甄シ其技能ヲ養成スルニ適セリ是レ以テ曩ニ明治二十年改メテ地ヲ此土ニトシ工ヲ創メ有司力ヲ効シ府民費ヲ助ケ遂ニ客歳八月ヲ以テ全ク功ヲ竣リ以テ落成ノ式ヲ行フニ至レリ想フニ異日漸ヲ以テ遂ニ大学トナル日アルヘシ方今校員ノ恪勤ニ由リ教務稍其緒ニ就キ主トシテ国家有用ノ才ヲ養成スルヲ以テ目的トシ其本科ヲ卒ヘテ直ニ帝国大学ニ入ル者アリ或ハ直ニ実業ニ就ク者アリ其分科ニ在テハ現ニ医学部ヲ置キ法科ノ設ケ計画亦成リ将ニ本年九月ヲ期シテ其業ヲ始メントス其他工文理農商等諸科ノ如キニ至テモ亦当ニ宜ヲ酌ミ便ヲ量リ時ヲ以テ施設スル所アルヘシ是皆

陛下右文ノ化此結果ヲ致セルニアラサルハナシ伏シテ惟フニ

陛下前日東海ニ於テ陸海軍ノ大演習ヲ統監シ給ヒ今又本校ヘ親臨ヲ辱フス嗚呼我臣民タル者誰レカ斯ノ右文尚武ノ聖

旨ヲ感戴セサル者アランヤ臣不敏尚クハ駑駘ヲ鞭チ益下僚ヲ督励シ其養成スル所ノ士ハ専ラ実学ヲ貴ヒテ空理虚文ノ弊ニ流シメス偏ニ道徳ヲ重シテ忠君愛国ノ旨ヲ体セシメ以テ

陛下教ヲ設ケ化ヲ布カセ給フノ聖徳ニ答ヘ奉ラントス是レ臣ノ私心自ラ誓ヒ只及ハサルヲ恐ル、所ニシテ本校校長教官以下諸生徒ニ至ルマテ亦各砕肝瀝腸須臾モ懐ニ怠ルヘカラサル所ナリ

文部大臣海軍中将従二位勲一等子爵臣榎本武揚誠恐誠懼謹言

［学園生活］

一〇　第三高等中学校春季大運動会次第

［一〇四］

一八八九（明治二二）年四月二〇日

第三高等中学校春季大運動会次第

開会　明治廿二年四月二十日午後第一時

烟火　三発

奏楽　ブリスキノ大序

競技

第一回第二回　徒歩　二丁
第三回第四回　盲者旗拾
第五回第六回　徒歩　二丁
第七回第八回　盲者旗拾
第九回第十回　戴嚢　一丁
奏楽　シヤレーノ大曲
第十一回第十二回　フワンテジー
第十三回第十四回　旗拾
第十五回第十六回　二人三脚　一丁
第十七回　戴嚢　二丁
第十八回　片脚　一丁
第十九回　袋脚　半丁
第二十回第二十一回　片脚　一丁
第廿二回　徒歩　一丁
奏楽　黄金賞牌　ウーブエルチユル　烟火　三発
第二十三回　幅跳　踏台附
第二十四回　徒歩　三丁
第二十五回第二十六回　高跳
第二十七回　盲者旗拾
第二十八回　徒歩　五丁
第二十九回第三十回　竿跳
障害物徒歩　二丁

奏　楽　日本支那俗歌　行　進
第三十一回第三十二回　戴嚢　一丁
第三十三回第三十四回　徒歩　二丁
第三十五回第三十六回　盲者旗拾
第三十七回第三十八回　戴嚢　二丁
第三十九回第四十回　旗拾
第四十一回　幅跳
奏　楽　クラリネット特奏　ポルカ　烟　火　三発
第四十二回第四十三回　二人三脚　二丁
第四十四回　徒歩　二丁
第四十五回　幅跳　踏台附
第四十六回　二人三脚　一丁
第四十七回　徒歩　三丁
第四十八回　片脚　一丁
第四十九回第五十回　戴嚢　一丁、二丁
奏　楽　埭捕塞　マルシユ
第五十一回　高跳　踏台附
第五十二回　袋脚　一丁
第五十三回　二人三脚　二丁
第五十四回　戴嚢　三丁
第五十五回　竿跳　幅跳
第五十六回
奏　楽　マスコット　カトリー
第五十七回第五十八回第五十九回　徒歩　三丁、五丁、六丁
番外臨時競技数回
奏　楽　牛頭ノ速歩　ガロー
烟　火　三発
軽気球　五顆
終リ

一一　生徒取締上ノ件会議決

[一〇五]

一八八九(明治二二)年九月一四日

生徒取締上ノ件会議決(1)

(明治廿二年九月十四日午後第二時開)

一　学校ノ内外ヲ論セス今後出来能フタケ取締ルヘキコト
一　学校ノ家屋器物ヲ汚損セシメサル様戒ムヘキコト
一　落書等ニ付テハ職員各々生徒ノ何級何組ヲ論セス一般ニ能ク戒ムヘキコト
一(2)　監督ハ教場ノ内外ヲ論セサルコト及職員各自ノ責任タルヘキコト

一　悪作業ハ必見逃サヽル様注意スヘキコト即姓名ヲ留置キ必処分スヘキコト

一　今回ハ最初ヨリ極メテ厳ニ取締ルヘキコト故ニ時トシテハ犠牲ヲ造ルカ如キコトアルモ已ムヲ得サルコト

一　今後ハ教師ノ言出テタルコトハ能ク審査ノ上緊シク罰スヘキコト

一　落書毀損等ハ償却ノ出来能フタケハ今後償却セシムヘキコト

一　後来ハ一層撿察（ミツケタスコト）ヲ厳ニスヘキコト

一　悪業主ノ知レサルトキハ飽クマテ発撿ノ法方ヲ求メ猶臨時協議会等ヲ開クコトアルヘキコト

一　教場内ニテハ今後窓ヨリモ唾ヲ吐カシメサルコト

一　廊下等ノ歩節（アルキヤウ）ヲ慎マシムヘキコト

一　教場内ノ暖房筒上ニ登ルヘカラサルコト

一　自今帽ハ教場内ニ持入リ適宜ノ場所ニ置クヘキコト

一　教場ニ入ラントスルトキハ帽ヲ脱スヘキコト

一　凡ヘテ教場ヲ出テントスルトキハ教師ノ許ヲ得ヘキコト

一　今後一層敬礼ヲ厳ニスヘキコト（必停リテ為シ偏ニ中心敬意ヲ含ムヲ主トスヘシ）

称呼ノコト

一　今後生徒ヨリ職員ヲ呼フニハ左ノ如クセシムヘシ

△校長、教頭、幹事ハ官名（様（サン）付ハセヌコト）一般職員ニハ某姓様（ナニサン）ト呼ヒ教員ハ某姓様（ナニサン）又ハ某姓先生（ナニセンセイ）ト呼フヘシ

以上面前背面ヲ論セス

△生徒自称ハ必私（ワククシ）ト呼ヒ応唯ニハハイト呼フヘシ

僕（ボク）・私（ワクシ）ナド呼フヘカラス又或ル場合ヲ除クノ外ハ英語独乙語等ヲ用フヘカラス

一　教師ヨリ生徒ヲ呼フニハ出席調ノ節ノミ呼捨テノコト其ノ他ハ某姓様（ナニサン）ト呼フヘシ但シ体操科ハ特ニ呼捨テノコト

衣服帽子ノコト

一　今後必制服制帽ニ一定スヘシ（但シ当分洋服（背広）ナラハ之ヲ許ス）尤モ規則立チタル場合（即行軍或ハ諸式日等ノ節）ニハ必制服制帽ヲ用フヘキコト

一　今後制服（又ハ洋服）ニ非サレハ登校ヲ許サス

但シ新入生徒ニハ必新調ヲ命シ其ノ日数ヲ届出テシムヘシ（内規三週間猶予）

一　今後校外ニテモ可成制服制帽ヲ着スヘシ

一　制帽ヲ着タルトキハ必制服ヲ用フヘシ若シ已ムヲ得サルトキハ他ノ洋服又ハ袴、羽織（或ハ袴）ヲ着スヘシ総

テ余リ見苦シキ体裁ヲナスヘカラス又猥ニ風俗宜カラサル処ニ立入ルヘカラス

以上

〔注〕(1)欄外に「教員へ配布済」との異筆書き込みあり。

(2)欄外に「御参照」との異筆書き込みあり。

一二　第三高等中学校壬辰会規則

一八九二(明治二五)年三月一〇日　〔四七〕

第三高等中学校壬辰会規則

第一条　目的　本会ハ我第三高等中学校ニ関係アルモノ互ニ一致団結シテ文武諸般ノ技芸ヲ攻究錬磨シ兼テ我校ノ気風ヲ養成スルヲ目的トス

第二条　名称　本会ハ第三高等中学校壬辰会ト称ス

第三条　会員　本会ハ第三高等中学校職員生徒ヲ以テ組織ス曾テ本校ノ職員生徒タリシモノモ亦会員タルコトヲ得

第四条　入会及退会　入会及ビ退会ノ節ハ其旨会長ニ届出ツ可シ

第五条　部会　本会ヲ左ノ部会ニ分チ会員ハ適意ニ之レニ加入スルヲ得

但シ各部特殊ノ規約ニ従フ可シ

演説討論部、雑誌部、撃剣柔道部、陸上運動部、ベースボール部、水上運動部

第六条　会費　本会々員ハ毎月(七月八月ヲ除ク)拾銭ノ割ヲ以テ毎学期ノ始メニ於テ授業料ト共ニ本校会計掛ニ前納ス可シ

但シ半途退会スルモ既納ノ会費ハ之ヲ返戻セス

第七条　会費消費ノ方法　雑誌部及ビ陸上運動部ノ費用ハ会費ヨリ之レヲ支弁シ其他各部ノ費用ハ会費ヨリ之レヲ補助スルモノトス

但シ金銭ノ出納決算報告等ハ本校会計掛ニテ之レヲ掌リ剰余金アル時ハ之レヲ確実ナル銀行ニ預ケ置ク可シ

第八条　役員　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名　校長ヲ推シテ之レニ充ツ

委員長一名　委員中ヨリ之レヲ互撰ス

委員若干名　各部ノ理事及ビ各組ノ総代ヲ以テ之ニ充ツ

理事若干名　各部ニ之ヲ置ク

書記一名　会長之レヲ命ズ

総代若干名　各組ニ一名ヲ置ク

第九条　職務　会長ハ本会ノ事務ヲ総理ス

委員長ハ会長ヲ助ケ又委員会ヲ整理ス

理事ハ各部ノ事務ヲ分掌ス
書記ハ本会ノ記録ヲ掌トル
総代ハ各組ニ於テ雑誌配分報告等ノ事ニ関シテ周旋ノ労ヲ取ルモノトス
第十条　委員会　会費ノ支出規則ノ改正及ビ本会ニ関スル臨時ノ処分法等ニ関シテ必要ナリト認ムル時ハ会長ハ委員会ヲ開ク可シ
第十一条　支出方法　会費ノ支出ハ各部ニ於テ予算表ヲ製定シ委員会ノ決議ヲ経テ会長ノ承諾ヲ受ク可シ
但シ臨時必要ノ場合ニハ会長ノ独断ニ任ス
第十二条　此規則ヲ改正セントスルニハ会員三十人以上ノ賛成者ヲ以テ会長ニ通知シ委員会ノ決議ヲ経ルヲ要ス

一三　兵式修学旅行中心得

一八九三(明治二六)年三月一日　〔一〇六〕

兵式修学旅行中心得

兵式修学旅行ハ団隊ノ風紀ヲ実習スルヲ以テ主要トスルニ付能ク此意ヲ体認シ厳正ヲ旨トシ緩慢ヲ戒メ艱苦ヲ忍フベシ又他人ニ対シ言行ヲ慎ミ学校生徒ノ体面ヲ汚スコトナキ様注意スヘシ茲ニ旅行中心得ヘキ要項ヲ挙示スルコト左ノ如シ

一部隊長ノ命令ハ如何ナル事ト雖モ拒ムヲ得ス若シ不審ノ廉アレハ順序ヲ経テ徐ニ申出ツヘシ
一旅行中敵前ノ動作実行ノ際ハ運動ニ必要ナル事件ノ外猥リニ言語ヲ発スルヲ許サス
一武器ヲ携帯スルニ当リ他人ノ武器ト違ヘサル様注意スヘシ
一諸合図ハ能ク注意シ誤聴又ハ怠慢セサル様誡ムヘシ
一行進中ハ決シテ列ヲ離ル可カラス若シ止ムヲ得スシテ列ヲ離ル、トキハ其銃ヲ重複セル組合ノ者ニ托シ其分団長ノ許可ヲ受ク可シ
一行進中ハ専ラ静粛ヲ旨トスルヲ以テ高声ノ談話ヲ禁ス
但休憩時間ト雖モ猥リニ雑談高笑シテ威儀ヲ損スル等ノ事ナキ様心掛クヘシ
一行進中猥リニ号令類似ノ語ヲ発スルヲ許サス
一行進中猥リニ飲食物及物品ヲ購求スルヲ禁ス
一投宿中武器ノ装置ハ小団長或ハ分団長ノ指揮ヲ受ケ正シク順序ヲ守リ起臥ニ妨ケナク且混雑ナキ様注意スヘシ
一投宿中人員撿査ノ際ハ帯剣シ靴、草鞋ノ外穿用ス可ラス
一投宿中人員撿査後三十分ノ後ハ猥リニ離褥及談話スルヲ許サス

一就褥ノ際分団長ヨリ受領スル定数ノ寝具ノ外猥リニ用ユルヲ許サス
一旅舎ニ於テ定饌ノ外恣ニ飲食物ヲ命スルコトヲ許サス若シ許可ヲ得テ定饌外ノ食物ヲ購求セシトキハ即時ニ代金ヲ支払フ可シ
一投宿中散歩ノトキハ靴、草鞋ノ外穿用スルヲ許サス
一旅舎、食物、及夜具等ヲ可否スルヲ禁ス
一旅舎ノ内外ヲ問ハス吟詩、放歌等ヲ為スヲ禁ス
一宿泊地方ニシテ経線ヲ規定セシトキハ其線外ニ散歩スルヲ禁ス
右各項ニ違背スル者ハ相当ノ処分ヲナス可シ

（修正）

一四　校内及教場内心得

〔一〇六〕

一八九三（明治二六）年九月九日

校内及教場内心得左記之通規定ス

明治二十六年九月九日

第三高等中学校印

校内及教場内心得

一、校舎内外ノ壁、黒板等ニ落書スルヲ禁ス
二、猥ニ教場ニ出入シ或ハ教場装置ノ図書器械等ヲ使用スヘカラス
三、其他凡テ校舎、塀、机等ヲ汚染毀損シ或ハ危嶮ナラシムル所為アルヘカラス
四、教場ニ入ラハ常ニ必ス席順ニヨリテ各自ノ座席ニ就クヘシ
五、教場内ニ在ツテハ凡テ最静粛ナルヘシ
六、授業ノ終始コトニ教員ニ向テ敬礼ヲ為スヘシ
七、時間ニ後レテ教場ニ入ラントスル者ハ教員ノ許可ヲ受クヘシ
八、授業中ニ教場ヲ出ルノ要アルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ
九、始業点鐘終リテ猶ホ教員ノ教場ニ来ラサルコトアルモ決テ擅ニ教場ヲ出テ去ルヘカラス必ス教場掛ヨリノ通知ヲ待チテ進退スヘシ
十、授業時外ニ於テ猥ニ教場内ニ在ルヘカラス
十一、休課時間ニ於テ教場内外ニ在テ猥ニ大声談笑シ其他凡テ喧騒ナル所為アルヘカラス
十二、試験場ニハ書籍筆記等ヲ一切携帯スルヲ禁ス
但シ特ニ教員ヨリ字引ヲ持チ来ルヘキヲ命セラレタル場合ハ此限ニアラス

十三、試験場ニ於テ互ニ物品ヲ貸借シ言ヲ交ヘ或ハ他人ノ答案紙等ヲ窺ヒ見ルコトヲ厳禁

十四、登校ノ際ハ制服制帽ヲ着用スヘシ
但シ病気等ニテ特ニ和服ヲ着用スルノ必要アルトキハ通学生ハ教場掛舎生ハ舎監ニ就キ各其許可ヲ受クヘシ

十五、病気等ニテ和服着用ヲ許サレタル者ハ教場ニ入ルコトニ教員ニ該許可証ヲ示スヘシ

十六、教場内ニ於テ外套襟巻等ヲ用フルヲ許サス
但シ病気等ニテ特ニ之ヲ用フル必要アル時ハ教員ニ告ケ許可ヲ受クヘシ

十七、草履ヲ着ケ或ハ跣足ニテ教場内ニ入ルヲ許サス
但シ病気等ニテ草履ヲ着クルノ必要アルトキハ教員ニ告ケ許可ヲ受クヘシ

右条々堅可相守者也

（二）第三高等学校

［制度・組織］

一　規則〔抄〕〔第三高等学校〕　一八九四（明治二七）年八月一日　〔四八〕

規則

第一章　総則、学科課程

第一条　当校ハ明治二十七年勅令第七十五号高等学校令第二条ニ基キ同年文部省令第十五号第十六号ニ依リ法学部医学部及工学部ノ三部ニ於テ法律学医学及土木工学機械工学ノ各専門学科ヲ教授スル所トス

第二条　修業年限ハ各学部各々四年トス其学科課程左ノ如シ

〔中略〕

第二章　学年、学期、休業

第一条　学年ハ九月十一日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル

第二条　学年ヲ分チテ三期トス第一学期ハ九月十一日ヨリ翌年一月七日マテトシ第二学期ハ一月八日ヨリ四月七日

マテトシ第三学期ハ四月八日ヨリ九月十日マテトス

第三条　年中休業日左ノ如シ

一日曜日
一秋季皇霊祭　秋分日
一神嘗祭　十月十七日
一天長節　十一月三日
一新嘗祭　十一月二十三日
一冬期休業　十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ
一孝明天皇祭　一月三十日
一紀元節　二月十一日
一春季皇霊祭　春分日
一春期休業　四月一日ヨリ同月七日マテ
一創立紀念日　五月一日（本校）
一夏期休業　七月十一日ヨリ九月十日マテ

第三章　入学、在学、退学

第一条　入学ノ期ハ毎学年ノ始一回トス

第二条　当校ノ学生タルコトヲ得ヘキ者ハ身体健康品行方正年齢満十七年以上ニシテ尋常中学校卒業以上ノ学力アル者ニ限ル

但シ尋常中学校卒業生徒入学志望者募集定員ニ超ユルトキハ特ニ某学科ニ就キ試業ヲ行フヘク若シ前記志望者定員ニ満タサルトキハ一般入学試業ヲ施行スヘシ

第三条　各部第二年級以上ノ級ニ入ルヲ望ム者アルトキハ先ツ其第一年級ニ入ルノ資格アリヤ否ヲ検シ次ニ其入ラント欲スル級以下ニ於テ履修スヘキ学科ノ試業ヲ受ケシメ其許否ヲ定ム

第四条　各部学生ニシテ退学セシ者更ニ入学ヲ請フコトアルトキハ詮議ノ上之ヲ許スコトアルヘシ

第五条　入学ヲ願フ者ハ左式ノ願書及履歴書ヲ差出スヘシ

入学願書

私儀御校某学部第一年級へ（尋常中学校卒業ニアラサルモノハ「御試験ヲ経テノ」六字ヲ加フ）入学志願ニ付別紙履歴書相添此段相願候也

本籍住所番地
現在宿所
族籍及ヒ戸主又ハ戸主トノ続柄
年月日　何　某　印
何年何月生

第三高等学校長
医学部主事　何某殿

履歴書

一学業履歴
一卒業証書写（尋常中学校卒業ノ者ハ其学校長ノ証明書添付）
一賞罰
右之通ニ有之候也

本籍住所番地
現在宿所
族籍及ヒ戸主又ハ戸主トノ続柄
何　某　印
年月日
何年月日生

第六条　各部ニ入学試業ヲ要スル者ハ受験料金三円ヲ納ムヘシ
但シ既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ返付セス
第七条　入学ノ許可ヲ得タル者ハ総テ入学料金一円ヲ納ムヘシ
但シ一旦退学セシ者更ニ入学スルトキモ入学料ハ納ムヘキモノトス
第八条　入学許可ヲ得タル者ハ誓式ヲ行ヒ学生簿ニ記名シ且ツ保証人二名ヨリ左ノ書式ニ準シ保証書ヲ差出スヘシ
但シ保証人ハ丁年以上ノ男子ニシテ能ク保証ノ任ニ耐フヘキモノトシ且ツ二人ノ内其一人ハ学校所在地（本校ハ京都医学部ハ岡山）住居ノ者タルヘシ

保証書　（証券印紙貼用）
本籍宿所番地
現在宿所
族籍及ヒ戸主又ハ戸主トノ続柄
何　某
何年何月生
右之者今般入学ノ御許可ヲ得候ニ付テハ同人在学中ニ係ル一切ノ事件某等ニ於テ引受クヘキコト謹テ保証候也
但自後某等宿所移転或ハ印章相改候節ハ速ニ御届可申候
本籍宿所
現在宿所
族籍
年月日
保証人　何　某　印
何年何月生
同
同
同
保証人　何　某　印
何年何月生

第三高等学校長
医学部主事何某殿

第九条　保証人死去若クハ住所ヲ転スル等ニヨリ其義務ヲ尽スコト能ハサルトキハ直ニ他人ヲ以テ之ニ代ヘ前条ノ書式ニ準シ更ニ保証書ヲ差出スヘシ

第十条　保証人四週日以上ノ旅行ヲ為サントスルトキハ先ツ委任状ヲ与ヘタル代理人ヲ定メ発途前ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第十一条　学生退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ上願出ツヘシ

第十二条　学生学業不進歩若クハ疾病等ノ故ヲ以テ成業ノ見込ナシト本校医学部ニ於テ認定シタル者ハ之ニ退学ヲ命スヘシ

第十三条　品行不良或ハ校規風儀ヲ紊乱シ其他学生ノ本分ヲ遺ル、者ハ停学除名又ハ放校ニ処ス

但シ放校ニ処セラレタル者ハ文部大臣ノ特免ヲ得ルニアラサレハ復校ヲ許サス

〔中略〕

第五章　法工学部試業、卒業証書

第一条　試業ヲ分チテ左ノ二種トス

学期試業　学年試業

但学期間ニ於テ臨時試業ヲ行フコトアルヘシ

第二条　凡試業ノ成績ハ点数ヲ以テ優劣ヲ評決ス其評点ハ毎科目各一百ヲ定点トシ六十以上ヲ合格点トス

但学年試業ニ於テ及第落第ヲ決スルハ本章第七条ニ拠ル

第三条　学期試業ハ第一学期及第二学期ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其学期中ニ履修シタル学業ヲ撿査スルモノトス

第四条　学年試業ハ学年ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其学年中ニ履修シタル学業ヲ撿査スルモノトス

第四学年ノ終ニ於テハ特ニ卒業論文ヲ作ラシメ之ヲ学年評点ニ算入ス

各科目学年評点ハ学年試業点ニ第一第二両学期ノ各試業点平均数ヲ加ヘ之ヲ二除シタルモノトス

総科目学年評点平均数ハ之ヲ以テ生徒ノ及第落第ヲ決スルモノトス

但学科ノ授業一学期間ニ完了スルモノハ該学期試業点ヲ以テ学年評点トシ第一学期ヨリ第二学期ニ渉リ完了スルモノハ第二学期ノ終リニ於テ二学期分ヲ通シテ試業シ之ヲ学年試業ニ充テ其評点算出方ハ本条ニ準ス

第五条　学科ニ依リテハ試業ヲ行ハスシテ日課ノ優劣勤惰

等ニ依リ学期試業点若クハ学年評点ヲ定ムルコトヲ得

第六条　学年試業ニ於テ及第落第ヲ決スルハ左ノ規定ニ拠ル

但一学科タリトモ学年試業点ニ於テ二十点未満ノモノハ左表ニ拘ラス落第トシ又二回引続落第セル者又ハ一回タリトモ進歩ノ見込ナキ者ハ除名スルモノトス

	総評点平均数	一科目ノ評点六十未満ノ者ノ科目数	一科目ノ評点六十未満ノ者 最下点	一科目ノ評点六十未満ノ者 下点	判決
(一)	六十以上一百以下				及第
(二)	同	一科目	五十未満		落第（評点四十以上ニシテ学年試業点或ハ第一学期第二学期通算六十以上ナルトキハ及第）
(三)	同	二科目	五十以上六十未満		及第
(四)	同	同	四十以上五十未満	五十以上六十未満	落第（二科目トモ学年試業点或ハ第一学期第二学期通算六十以上ナルトキハ及第）
(五)	同	二科目以上	五十未満		落第
(六)	同	三科目	一四十以上五十未満	二五十以上六十未満	落第
(七)		三科目以上	五十以上六十未満		落第（学年評点六十未満ノ科目ノ数履修セル総科目ノ三分ノ一以下ナルトキハ及第）
(八)	六十未満	一科目以上	六十未満		落第

第七条　学年試業ニ欠課セシ者ハ更ニ其試業ヲ受クルコトヲ得ス

但其生徒ノ平素品行方正学力優等ニシテ病気等已ムヲ得サル事故アリタルニ由ルノ実証著明ナルトキハ次学年ノ初ニ於テ特ニ試業ヲ行フコトアルヘシ

第八条　卒業評点ハ各学年評点ニ拠リ之ヲ定ムルモノトス

第九条　学年評点及卒業ノ成績ハ都テ之ヲ掲示シ且保証人ニ報告スルモノトス

第十条　法学部卒業ノ者ニハ左ノ第一号書式工学部卒業ノ者ニハ第二号又ハ第三号書式ノ証書ヲ授与ス

卒業証

府県族籍

何　某

何年月生

校印

右者第三高等学校法学部成規ノ学科ヲ脩メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

第一号書式

法学通論　官位勲学位爵姓名(教員)印
法例　同
民法　同
商法　同
民事訴訟法　同
刑法　同
刑事訴訟法　同
裁判所構成法　同
憲法　同
行政法　同
国際法　同
経済学　同
実地演習　同

年月日　第三高等学校法学部主事位勲学位爵姓名印

法学部主事何某ノ証明ヲ認了シ第三高等学校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

第三高等学校長位勲学位爵姓名印

番号

卒業証

第二号書式

府県族籍

何　某

何年月生

校印

右者第三高等学校工学部成規ノ土木工学科ヲ脩メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

数学　官位勲学位爵姓名(教員)印
物理　同
化学　同
地質及鉱物　同
画学　同
測量　同
力学及図式力学　同
機械学　同
発動器　同
材料及構造強弱論　同
工芸経済　同
橋梁及施工法　同
道路及鉄道　同
河海工学　同
衛生工学　同
家屋構造　同

実験及製図　同

年月日

第三高等学校工学部主事位勲学位爵姓名印

工学部主事何某ノ証明ヲ認了シ第三高等学校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

第三高等学校長位勲学位爵姓名印

番号

第三

卒業証

府県族籍

何　某

何年月生

校印

右者第三高等学校工学部成規ノ機械工学科ヲ脩メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

数　学　官位勲学位爵姓名（教員）印

物　理　同

化　学　同

地質及鉱物　同

画　学　同

測　量　同

力学及図式力学　同

機械学　同

発動器　同

材料及構造強弱論　同

工芸経済　同

発電機及電動機　同

製造冶金学　同

機械工学　同

工場用具論　同

特別講義　同

機械設計実験及製図　同

年月日

第三高等学校工学部主事位勲学位爵姓名印

工学部主事何某ノ証明ヲ認了シ第三高等学校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

第三高等学校長位勲学位爵姓名印

番号

号書式

第六章　医学部試業、卒業証書

第一条　試業ヲ分チテ左ノ三種トス

学期試業　学年試業　卒業試問

第二条　学期試業及学年試業ノ成績ハ甲乙丙丁戊ニ依リテ之ヲ定ム

第三条　一学科ノ学年試業成績ハ学期試業成績ヲ参照シテ之ヲ定ム

第四条　一学科ノ授業一学期若クハ二学期間ニ完了スルモノハ該学期試業ヲ以テ学年試業ニ充テ其成績ハ前条ニ準シテ之ヲ定ム

第五条　学期試業及学年試業ノ全成績ハ各学科ノ成績ニ依リテ之ヲ評決ス

第六条　学年試業ニ於テ及第落第ヲ決スルハ左ノ規定ニ拠ル

学年試業全成績	合格セサル学科ノ数	学科成績	処分
丙以上		丙以下	及第
全	一	丁	及第
全	一	戊	落第（学期試業成績丙以上ナルトキハ学年試業成績或ハ学期試業成績丙以上ナルトキハ）及第
全	二	丁	及第
全	二	戊	落第（二学科共ニ学年試業成績或ハ学期試業成績丙以上ナルトキハ）及第
全	三以上	丁	落第（学年試業成績丁ノ学科数履修セル総学科ノ半数ナルトキハ）及第
丁以下			落第

第七条　卒業試問ハ毎年九月第四週ノ月曜日ヨリ始メ理論試問ハ三週日以内実地試問ハ七週日以内ニ完了シ終期ハ受験者ノ員数ニ従ヒ其都度之ヲ定ム

第八条　試問ヲ分チテ理論及実地ノ二トシ左ノ学科ニ就キ之ヲ行フ

解剖学　組織学
生理学　病理学
内科学　薬物学
外科学　眼科学
婦人科学　産科学
衛生学　法医学

第九条　理論試問ニ於テハ二箇乃至五箇ノ問題ヲ筆答セシム

第十条　実地試問ハ理論試問ヲ完了シタル後三日ヲ経テ之ヲ行フモノトス

但理論試問ニ及第スルニ非ラサレハ実地試問ヲ受クルヲ得ス

第十一条　卒業試問ノ成績ハ学年試業ノ成績ヲ参照シテ之ヲ定メ甲乙丙丁ノ四トス

但甲乙丙ノ成績ヲ得タルモノヲ及第トシ丁ヲ得タルモノヲ落第トス

第十二条　卒業試問ニ於テ三学科以下丁ノ成績ヲ得タルモ

ノハ五日以内ニ該学科ノ再試問ヲ受ケシメ尚落第シタルモノ若クハ四学科以上落第シタルモノハ次回ノ卒業試問期ニ非ラサレハ更ニ試問ヲ受クルヲ得ス

但卒業試問ニ於テ二回落第シタルモノハ復タ試問ヲ受クルヲ得ス

第十三条　学生若シ疾病ニ罹リ試問定日ニ出席シ難キモノハ医師ノ診断書ヲ添ヘ其旨届出ツヘシ

但本文ノ場合ト雖モ該試問期若クハ次回ノ試問期ニ非ラサレハ試問ヲ受クルヲ許サス

第十四条　卒業試問ニ及第シタルモノハ左式ノ卒業証書ヲ授与ス

何某第三高等学校医学部成規ノ医学科ヲ脩メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

解剖学　官位勲学位爵姓名（教員）印
組織学　同
生理学　同
病理学　同
内科学　同
薬物学　同
外科学　同
眼科学　同
婦人科学　同
産科学　同
衛生学　同
法医学　同

官位勲学位爵姓名（主事）印

医学部主事何某ノ証明ヲ認了シ第三高等学校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

校
年　月　日
印

官位勲学位爵姓名（校長）印

番号

〔中略〕

第八章　寄宿舎規則

第一条　寄宿舎ニ入ラント欲スル者ハ左式ノ願書ヲ差出スヘシ

但学校ヨリ入舎ヲ命シタル者ハ此限ニ非ス

入舎願

私儀今般入舎仕度候ニ付御允許被成下度此段相願候也

級　名

年月日　姓　名　印

第三高等学校長姓名殿

第二条　入舎ノ者ハ保証人二名（二名トモ在学証書ノ保証人ト同人タルヘシ）ト連署シテ左式ノ在舎証書ヲ差出スヘシ

在舎証書

私儀今般御校寄宿舎ニ入舎仕候ニ就テハ舎中御規則等堅ク相守可申此段相誓候也

本籍住所番地
族籍戸主又ハ戸主トノ関係
何科何年生
年月日　姓　名　印　生年月

前書何某在舎中同人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ負担可致候也

本籍住所番地
現在宿所
族籍
保証人　姓　名　印　生年月

第三高等学校長姓名殿

第三条　寄宿生ハ舎監ノ指示ニ従フベシ

第四条　病気等ノ事故ニ依リ授業時間ニ欠席スル者ハ直ニ其都度舎監ヘ届出ツベシ

第五条　晨起就褥喫飯浴湯外出及帰舎等ノ時限ハ時々掲示スル所ニ依ルベシ

第六条　外出下宿等ニ関シテハ左ノ件々ヲ守ルヘシ

第一款　已ムヲ得ザル事故ニ依リ臨時ニ外出セントスル者ハ舎監ノ許可ヲ受ケ翌日マデニ保証人ヨリ其事実ヲ詳記シテ届出ベキ事

第二款　外出中急病ニ罹ルカ又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ帰舎時限ニ後ル、コトアルトキハ翌日マテニ保証人ヨリ其事由ヲ詳記シテ届出ヘキ事

第三款　前二款ノ場合ニ於テ当日帰舎スル事能ハサルトキハ翌日マテニ保証人ヨリ其事由宿泊所及帰舎ノ時刻

ヲ詳記シテ届出ヘキ事

第四款　本校職員ト同席スルカ又ハ其宿所ニ在テ遅刻外泊スル場合ニ於テハ該職員ノ証明書ヲ以テ保証人ノ証明書ニ代ユルコトヲ得

第五款　病気又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ帰郷旅行又ハ下宿セント欲スルトキハ保証人ヨリ其事由日限等ヲ詳記シテ届出ヘキ事

但期満チテ猶帰舎スルコト能ハズ延期ヲ望ムトキ若クハ居所ヲ転ゼシトキハ速ニ届出ベシ

第六款　下宿帰郷臨時外出又ハ外泊ヲ為シ、者帰舎ノ節ハ直ニ舎監ニ申出ベキ事

第七条　病気ノ者ハ症状ニ依テハ病室ニ入ラシメ又ハ下宿ヲ命スベシ

第八条　退舎セント欲スル者ハ其事由ヲ詳記シ保証人両名ト連署シテ願出ベシ

第九条　舎内備付ノ器具等ヲ毀損シ若クハ亡失スルコトアルトキハ速ニ舎監ニ申出ベシ其情状ニ依リ弁償セシムルコトアルベシ

第十条　寄宿生ハ寄宿料トシテ毎月金五拾銭ヲ納ムベシ

第十一条　寄宿生ハ食料等凡テ支払ノ期日ヲ誤ルベカラス

第十二条　本則以外ニ係ル寄宿生心得及舎内ノ整理等ハ学校長ノ認可ヲ経タル寄宿生規約ニ依ルヘシ

〔以下略〕

〔学園生活〕

二　寄宿生規約

〔一〇七〕

一八九四(明治二七)年一〇月一六日

寄宿生規約

第一条　寄宿舎整理ノ為メ左ノ役員ヲ置ク

総代四名　委員若干名

第二条　総代ハ舎生一般ヨリ委員ハ各室ヨリ一名毎学年ノ始ニ於テ之ヲ選挙ス

但シ事情不得已場合ノ外兼任スルコトヲ得ズ

第三条　総代ハ在舎生全般ニ関スル事アルニ際シテハ之ヲ代表シ兼テ委員ヲ招集、整理シ且ツ其決議ヲ執行ス

委員ハ同室取締ノ責ニ任シ委員会ニ於テ同室ヲ代表ス

第四条　総代及委員ノ任期ハ各一学年間トス

第五条　委員会議ハ在舎生ノ利害ニ関スル事件ヲ審議ス

第六条　委員会議ハ総代及委員ヲ以テ組織シ毎月一回必ス之ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得

第七条　委員会ノ決議ハ出席員過半数ノ意見ニ由テ之ヲ決シ舍監ニ申告シテ其指揮ヲ受クルヲ要ス

第八条　在舍生ハ左ノ約束ヲ守ルヘキモノトス

第一項　寄宿舍規則ニ違背セザルコト

第二項　外出セントスルトキハ自ラ舍監詰所ニテ門鑑ヲ受ケ之ヲ定ノ場所ニ掛ケ置キ帰舍ノ節之ヲ返納スベキコト

第三項　出校用意時限ヨリ人員撿査マデハ制装若ハ着袴シ外出スルトキハ制帽ヲ戴クコト

第四項　各自静粛ヲ厳守シ総テ他人ノ勤学ニ防害（ママ）アル所為ヲナサヾルコト

第五項　猥褻ニ渉ル稗史小説ヲ読マズ又囲碁将棋音曲ヲ弄バサルコト

第六項　室内ハ常ニ清潔ニ保チ唾沫吹殻等ニ依リ汚穢スルコトナク特ニ毎土曜日ニハ大掃除ヲ為スコト

第七項　必要ナキニ他人ノ室ニ入ラズ又外来人アルトキハ応接所ニ於テ面会シ室内ニ入レザルコト

第八項　舍内ニ於テ靴若ハ上草履ノ外用ヰズ特ニ夜間ハ靴ヲ用ヰザルコト

第九項　就褥時間中ハ一切他人ノ安眠ヲ妨クル挙動ヲ為ザルコト

第十項　猥リニ食堂ニ入ラズ又食物ノ良否ニ関シテ各自直接ニ賄方ニ干渉セザルコト

第十一項　不得已場合ノ外食堂外ニ於テ食事ヲ為サズ又舍内ニ於テハ酒類ヲ飲用セザルコト

第十二項　用事ノ外小使部屋ニ入ラズ又猥リニ小使ヲ使用セザルコト

第十三項　消灯後ハ私ニ点火セザルコト

但シ舍監ノ許可ヲ得タルモノハ此限ニ非ス

第十四項　医員ノ診断ヲ受ケタルト否トヲ問ハズ総テ定規外ニ就褥セント欲スルモノハ舍監ニ届出ベキコト

第九条　炊事ニ関スル諸般ノ注意ハ総代ニ之ヲ委托ス

第十条　食事ノ献立ハ各室毎週輪番ニテ之ヲ担当ス

第十一条　制裁ヲ分テ忠告及退舍勧告ノ二トス

第十二条　制裁ハ委員会ニ於テ正確ニ事実ヲ調査シ実際ノ情状ヲ酌量シ道義ニ訴ヘ公明ニ之ヲ加フヘキモノトス

第十三条　舍生ハ此規約ヲ知ラサルヲ口実トナスコトヲ得ズ又至急ヲ要スルモノヽ外告示ハ掲示後三日ヲ径（ママ）レバ一般ニ了知シタルモノト推定ス

第十四条　此規約ヲ改正変更セント欲スルトキハ舍生十人以上ノ賛成ヲ得テ之ヲ委員会ニ建議シ其決議ヲ径（ママ）テ学校

長ノ認可ヲ受ク可シ

右之通議決仕候ニ付御許可相成度候

寄宿舎生総代　岩永淳太郎　㊞
小川一重　㊞
長屋修吉　㊞
鈴木四十　㊞
野田淳造　㊞

明治弐拾七年十月十六日

第三高等学校長折田彦市殿

三　第三高等学校学生規約

〔一〇八〕

一八九五(明治二八)年一月一二日

第三高等学校学生規約

本校々則ニ基キ我儕学生一同茲ニ自治ノ団体ヲ組織シ協心戮力以テ学生ノ風紀ヲ振作シ我校ノ特操ヲ発輝センコトヲ期シ左ノ規約ヲ定ム

第一条　我儕ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シ学校ノ規則ヲ遵守シ修身勉学他念ナカル可シ

第二条　我儕ハ学生ノ体面ヲ重ンジ剛毅以テ弊風ニ染マサル可シ

第三条　本規約ニ違背シタル者ハ学生ニ対シテ責任ヲ負ヒ深ク自ラ恥ヂ改慎遷善ス可シ

然レトモ猶自省セサル者ハ相当ノ制裁ヲ加フ

第四条　制裁ハ事情ノ軽重ニ因リ忠告、謝罪、除名ノ三トナス

第五条　謝罪ハ本人ヨリ謝罪文ヲ呈出セシメ情状ニ従ヒ之ヲ掲示ス

第六条　除名ハ学生ノ団体ヨリ除名シ之ヲ掲示ス

第七条　総テ制裁ハ学生委員会ノ決議ニヨリ之ヲ行フ

但其旨当該人ノ級長ニ通知ス

第八条　本規約ノ目的ヲ達スル為メ学生委員ヲ置ク

学生委員ハ各級組長及其他各組毎ニ一名ヲ撰挙シテ之ニ充ツ

委員ノ任期ハ一学年トス但シ再撰ヲ妨ケズ

第九条　学生委員ハ殊ニ謹慎力行儕輩ノ模範トナリ本規約ノ励行ニ付キ責任ヲ負フ

第十条　学生委員会ハ学生ノ風紀、時弊、其他必要ニ応シ一般ニ注意ヲ促スコトアル可シ

第十一条　学生委員ハ委員会ヲ組織シ本規約ノ職務ヲ行フ

委員中ニ於テ委員長ヲ互撰シ委員会ヲ総理セシム

委員会ハ委員ノ総数三分ノ二以上ノ出席ニヨリ之ヲ開キ其決議ハ出席員ノ三分ノ二以上ノ多数ニヨル

第十二条　本規約ニ規定ナキ事項ト雖ドモ総テ学生ヲ代表ス可キモノハ委員会ニ任ス、但シ其重要ナルモノ、実行ニツイテハ学校ノ認可ヲ経可シ

第十三条　規約ノ改正ハ学生五十名以上ノ賛成ヲ得テ委員会ニ申出デ学生総会ノ決議ヲ経ルヲ要ス

総会ハ学生総数二分ノ一以上ノ出席ニヨリ之ヲ開キ其決議ハ出席員ノ三分ノ二以上ノ多数ニヨル

右規約学生間ニ於て相当の手続を履行し今般学生規約と相定め度候に付御認可被成下度此段奉願候也

学生総代　塚本清治㊞

明治廿八年一月廿二日

第三高等学校々長

折田彦市殿

四　第三高等学校嶽水会規則

〔四九〕

第三高等学校嶽水会規則

第一条　本会ハ我第三高等学校ニ関係スル者互ニ一致団結シテ天武諸般ノ芸術ニ依リ精神ヲ修養シ智力体力ヲ練磨シ以テ校風ヲ振作スルコトヲ目的トス

第二条　本会ヲ第三高等学校嶽水会ト称ス

第三条　本会々員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常会員　本校学生生徒

二、賛成会員　本校職員

三、客　　員　旧本校職員本校卒業生及第三高等中学校壬辰会々員タリシ者

第四条　第三高等学校学生生徒タルモノハ本会々員タルノ義務アルモノトス

第五条　本会ヲ左ノ五部ニ分ツ

第一部　陸上運動部（弓術、ロンテンス、ベースボール及陸上運動）

第二部　水上運動部

第三部　撃剣柔道部

第四部　演説討論部

第五部　雑　誌　部

第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名　校長ヲ推戴ス

副会長一名　賛成会員中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

委員若干名　各部ノ理事及各組ノ総代ヲ以テ之ニ充ツ
庶務掛一名　会長之ヲ委嘱ス
会計掛一名　会長之ヲ委嘱ス
総代若干名　互撰ニヨリ各組ニ一名ヲ置ク
第七条　会長ハ本会ヲ統理ス副会長ハ会長ヲ助ケ且委員会ヲ整理ス庶務掛ハ本会ノ庶務ヲ掌ル会計掛ハ金銭ノ出納決算報告ヲ掌ル総代ハ各組ニ於テ本会ノ要務ニ関シ周旋ノ労ヲ執ル
第八条　各部ニ左ノ役員ヲ置ク
部長一名　賛成会員中ヨリ通常会員ノ推挙ニ依リ会長之ヲ委嘱ス
副部長一名　体操教員中ヨリ通常会員ノ推挙ニ依リ会長之ヲ委嘱ス　但シ第四第五部ニハ之ヲ置カズ
理事四名　通常会員ノ互撰ニ依リ会長之ヲ委嘱ス
第九条　総代及各部役員ノ任期ハ一ケ年トス
第十条　会長ハ左ノ事項ニ関シテ委員会ヲ開ク
一　会費ノ支出
二　規則ノ改正
三　会長ニ於テ諮問ヲ要スル本会臨時ノ処分法等、賛成会員ハ委員会ニ出席シテ意見ヲ述ル事ヲ得　但シ決議ノ数ニ加ハラズ
第十一条　本会々費ヲ定ムルコト左ノ如シ
通常会員ハ一学年金弐円トシ毎学期ノ始メニ於テ授業料納附ノ際左ノ割ヲ以テ本会々計係ヘ分納スルモノトス
第一学期金八十銭　第二学期金六十銭　第三学期金六十銭
但半途退会スルモ既納ノ会費ハ返附セズ
一賛成会員ハ毎月ノ寄附金アルヲ以テ会費ヲ要セズ
一客員ハ臨時寄附ノ外会費ヲ要セズ
第十二条　会費ノ支出ハ各部ニ於テ予算ヲ編制シ委員会ノ決議ヲ経ルヲ要ス　但シ臨時必要ノ場合ニハ会長ノ処理ニ任ス
第十三条　此規則ヲ改正セントスルモノハ通常会員三十人以上ノ賛成者ヲ得テ会長ニ申出ヅベシ
但シ委員ハ本条ノ規定ニ関ハラズ規則改正案ヲ委員会ニ提出スルコトヲ得
第十四条　委員会ノ決議ハ会長ノ認可ヲ経ルヲ要ス
附　則　部長副部長ハ其部諸器械ノ監守主任トナリ理事ハ其部諸器械ノ取扱主任トナリ各其器械ヲ保管スルモノトス